別添２．より良好な森林地域の保全と質の高い利用の提供
～利用調整地区の運用～ に係る取組の実施結果（バックデータ）

別添２

より良好な森林地域の保全と質の高い利用の提供 ～利用調整地区の運用～に係る取組の実施結果（バックデータ）

【第２期計画 短期目標】

１．利用調整地区の適正な運用等

モニタリングから得られる結果等を基に、周辺地域住民や関係機関等との協議･調整による利用調整地区の適正な運用を図る。また、来訪者が簡易に利用できるように、利用調整地区に係る制度又は運用方法を改善する。

２．より質の高い自然体験学習の提供

西大台地区におけるガイド制度に向けた検討や、エコツアーの試行等による、より質の高い自然体験学習を提供するための検討を行うとともにガイドブックの充実等の利用者への情報提供の拡充を図る。

３．利用調整のモデル地区としての情報発信

西大台地区の魅力や、利用調整の主旨を全国にアピールするための情報発信手法等の検討を行い、各種情報媒体等による情報発信を行う。

資料目次

１．利用調整地区の適正な運用等 3

１－１．利用調整地区制度の適正な運用 3

（１）入山者数の状況〔H17-25〕 3

（２）西大台利用調整地区の認定者数の状況〔H19-25〕 4

（３）利用者意識に関するアンケート調査〔H19-25〕 5

（４）立入認定事務の改善〔H19-25〕 8

（５）事前レクチャーの改善〔H19-25〕 9

（６）事前レクチャーに関するアンケート調査〔H19-25〕 14

１－２．地域の理解と協力による利用調整地区の適正な運用 17

（１）吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画検討協議会の開催〔H17-23〕 17

（２）大台ヶ原の利用に関する協議会の設立･開催〔H24-25〕 18

１－３．利用調整地区の適正な管理 20

（１）巡視及び違反者等への指導〔H19-25〕 20

（２）西大台希少植物盗掘防止パトロール〔H24-25〕 21

（３）西大台歩道の在り方検討〔H23〕 23

（４）歩道管理技術の均質化検討〔H24〕 23

１－４．西大台利用調整地区の状態の把握 24

（１）歩道状況調査〔H18-25〕 24

（２）洗掘詳細調査〔H23-25〕 37

２．より質の高い自然体験学習の提供 40

２－１．ガイド制度に係る検討 40

（１）ガイドに係る事例収集及び大台ヶ原におけるガイド制度の在り方検討〔H18〕 40

（２）ガイド講習プログラムの事例収集及び大台ヶ原におけるガイド制度の進め方〔H19〕 41

（３）大台ヶ原ガイド実態調査〔H20-21〕 42

（４）WG の開催によるガイド制度に係る検討〔H18-21〕 43

（５）ガイド技術の向上検討〔H21-22〕 45

（６）西大台ガイド育成のための勉強会〔H23〕 46

２－２．自然体験プログラム 47

（１）周辺地域との協働によるエコツアーの実施〔H20-22〕 47

３．利用調整のモデル地区としての情報発信 51

３－１．西大台利用調整地区の認知度の把握 51

（１）利用調整地区制度の認知度等に関するアンケート調査〔H23〕 51

３－２．西大台利用調整地区の情報発信 54

（１）西大台利用調整地区普及啓発ポスター･リーフレット等の作成･配布〔H19-25〕 ... 54

４．環境省以外の主体による取組 55

（１）西大台における簡易トイレの設置〔H20-22,24-25〕 55

１．利用調整地区の適正な運用等

１－１．利用調整地区制度の適正な運用

（１）入山者数の状況〔H17-25〕

西大台地区の利用状況を把握するため、平成 17 年度～平成 19 年度にかけて、入下山者カウンターを設置して「入山者カウント数」を計測してきた。また、平成 20 年度以降は、利用調整地区の認定者数からキャンセル数を減じた「推定立入人数」（以下、両者ともに「入山者数」と表記）を把握し、これらから西大台地区の利用状況を把握した。

利用調整地区運用開始前までは、年間 5,000 人程度の入込みであったが、運用開始直前の平成 19 年 8 月には駆け込み需要とみられる月間 5,550 人の入込みがみられた。

運用開始直後は、年間 1,200 人弱まで減少したが、その後は少しずつ増加傾向にある。（図 1 参照）

表 1：西大台地区の月別入山者数の推移（平成 17 年度～平成 25 年度）

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
４月	80	179	166	51	43	21	40	42	56
５月	1,134	712	1,242	188	298	203	430	477	596
６月	409	390	1,060	166	107	240	183	256	228
７月	373	552	1,967	84	74	96	135	183	250
８月	546	884	5,550	121	107	152	264	252	335
９月	586	434	131	70	84	117	54	240	231
10 月	1,321	1,439	299	268	286	563	428	839	717
11 月	647	656	175	208	124	143	132	441	308
合計	5,096	5,246	10,590	1,156	1,123	1,535	1,666	2,730	2,721

注１）単位：人
注２）西大台利用調整地区は、平成 19 年 9 月より運用が開始された。
注３）H17～19 年度の「入山者数」は入下山者カウンターによる値（入山者カウント数）。
　　H20～24 年度の「入山者数」は「認定者数」から「キャンセル数」を減じた値（推定立入人数）。
注４）4 月の対象日数について、H17 は 4/28～30 の 3 日間。H18 は 4/19～30 の 12 日間。H19 は 4/20～30 の 11 日間。H20 は 4/23～30 の 8 日間。H21 は 4/21～30 の 10 日間。H22 は 4/22～30 の 9 日間。H23 は 4/22～30 の 9 日間。H24 は 4/27～30 の 4 日間。H25 は 4/25～30 の 6 日間。

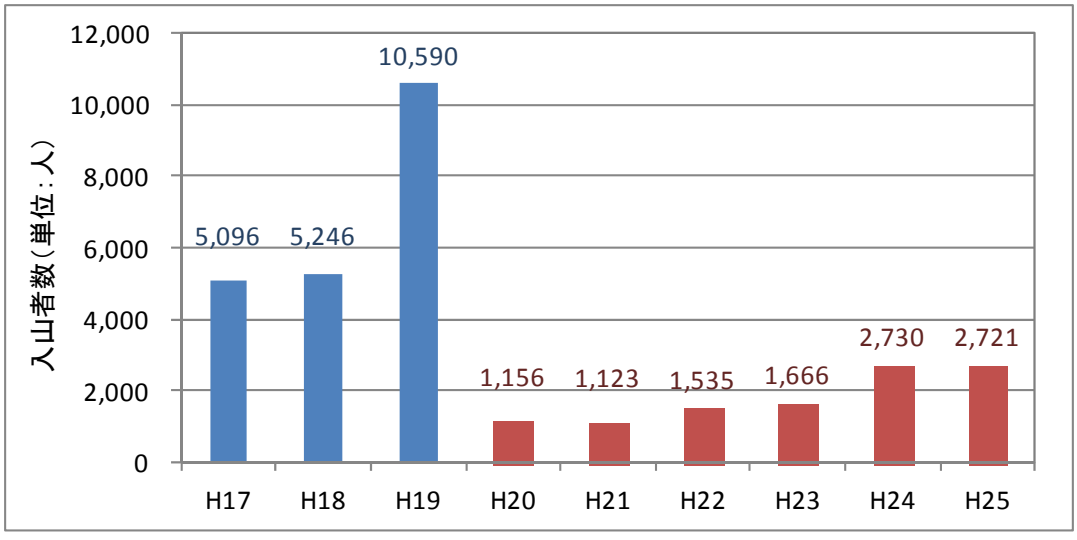

図 1：西大台地区の入山者数の推移（平成 17 年度～平成 25 年度）

注１）西大台利用調整地区は、平成 19 年 9 月より運用が開始された。
出典）H17～19 年度の「入山者数」は入下山者カウンターによる値（入山者カウント数）。
　　H20～24 年度の「入山者数」は「認定者数」から「キャンセル数」を減じた値（推定立入人数）。

（２）西大台利用調整地区の認定者数の状況〔H19-25〕

西大台利用調整地区の認定者数についてみると、平成21年度までは1,300人弱であったが、その後、増加傾向を示し、平成25年度は3,000人を超えた。

また、キャンセルの割合については、おおむね１割前後であった（平成23年度のキャンセルの割合は、２割程度と多くなっていたが、この年は台風等の自然災害により、国道169号、大台ヶ原ドライブウェイの一部が崩落し、通行止めになっていた影響等により、割合が増加したものと考えられる）。

以上の状況から、西大台利用調整地区について、順調に認知が進んでいると考えられた。

表２：西大台利用調整地区の認定者数とキャンセル数･入山者数（平成19年度～平成25年度）

月		４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	合計	認定者数に対する割合(%)
認定者数①	H19	－	－	－	－	－	67	250	135	452	－
	H20	55	222	174	88	127	85	304	233	1,288	－
	H21	51	324	118	86	137	87	332	138	1,273	－
	H22	21	260	273	102	153	124	615	160	1,708	－
	H23	56	524	249	154	285	129	512	153	2,062	－
	H24	42	519	281	198	270	275	903	491	2,979	－
	H25	60	633	247	263	366	262	914	359	3,104	－
キャンセル数②	H19	－	－	－	－	－	15	32	17	64	14.2
	H20	4	34	8	4	6	15	36	25	132	10.2
	H21	8	26	11	12	30	3	46	14	150	11.8
	H22	0	57	33	6	1	7	52	17	173	10.1
	H23	16	94	66	19	21	75	84	21	396	19.2
	H24	0	42	25	15	18	35	64	50	249	8.4
	H25	4	37	19	13	31	31	197	51	383	12.3
入山者数(推定立入人数)(①－②)	H19	－	－	－	－	－	52	218	118	388	85.8
	H20	51	188	166	84	121	70	268	208	1,156	89.8
	H21	43	298	107	74	107	84	286	124	1,123	88.2
	H22	21	203	240	96	152	117	563	143	1,535	89.9
	H23	40	430	183	135	264	54	428	132	1,666	80.8
	H24	42	477	256	183	252	240	839	441	2,730	91.6
	H25	56	596	228	250	335	231	717	308	2,721	87.7

注１）単位：人（最右列「認定者数に対する割合(%)」を除く）

注２）４月の対象日数について、H20は4/23～30の8日間。H21は4/21～30の10日間。H22は4/22～30の9日間。H23は4/22～30の9日間。H24は4/27～30の4日間。H25は4/25～30の6日間。

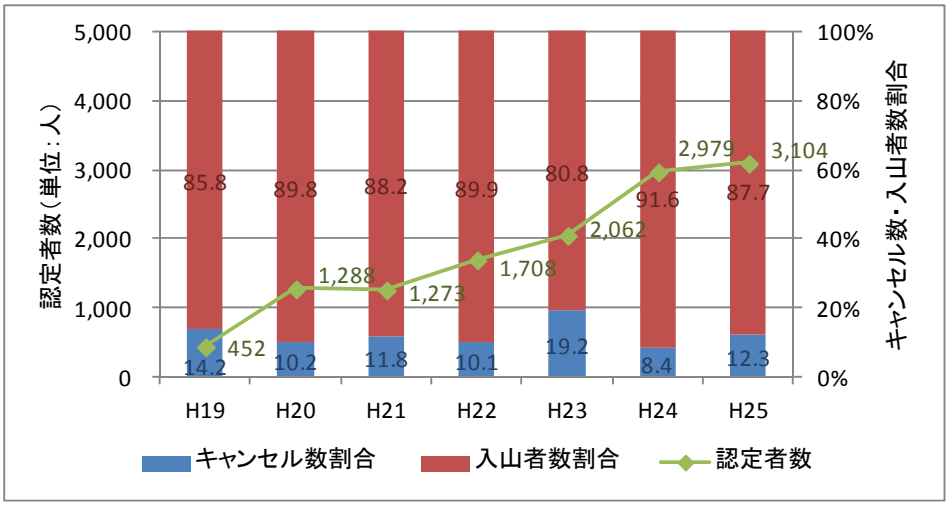

図２：西大台利用調整地区の認定者数とキャンセル数･入山者数割合の推移
（平成19年度～平成25年度）

（３）利用者意識に関するアンケート調査〔H19-25〕

利用調整地区の利用者を対象に利用者意識の把握を目的としたアンケート調査を下記のとおり継続的に実施した。

① 調査方法

期　　間：利用調整期間中

配布部数：事前レクチャー受講者数

配布方法：事前レクチャー受講者にふれあいコーディネーターが配布

回収方法：１）現地回収（大台ヶ原ビジターセンター）

２）郵送回収（配布時に一緒に渡した返送用封筒による）

主な質問項目

- 利用者情報
- 団体ツアー・個人（団体ツアー以外）の別
- 交通手段
- 来訪回数
- 西大台利用調整地区を知ったきっかけ
- 行動内容
- 満足度
- 印象に残ったこと
- 再訪の意向
- 携帯用トイレブースの設置の意向

② 結果概要

実施してきた調査結果から主なものを抜粋して記載する。

ａ）調査票の配布及び回収状況

表 3：アンケート調査票の配布及び回収状況

年度	配布数(件)	回収数(件)	回収率(%)
平成 19 年度	355	175	49.3
平成 20 年度	1,025	445	43.4
平成 21 年度	1,020	145	14.2
平成 22 年度	1,501	448	29.8
平成 23 年度	1,604	420	26.2
平成 24 年度	1,930	659	34.1
平成 25 年度	2,615	545	20.8

b） 入山時刻

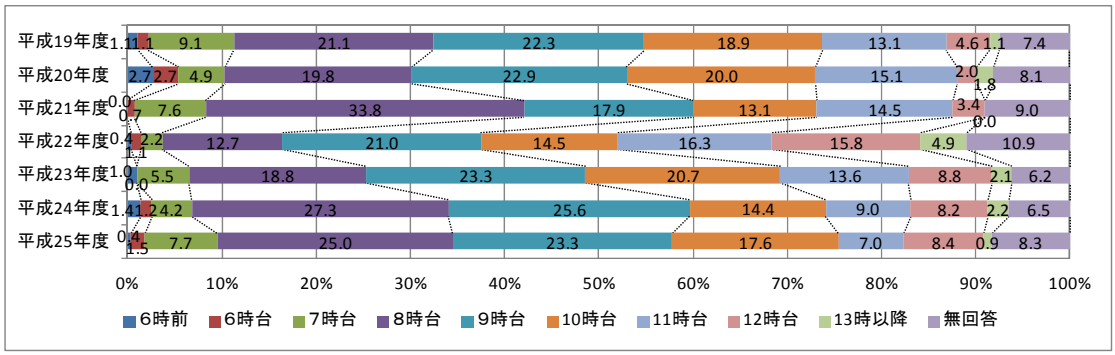

図 3：入山時刻の割合（平成 19 年度～平成 25 年度）

c） 下山時刻

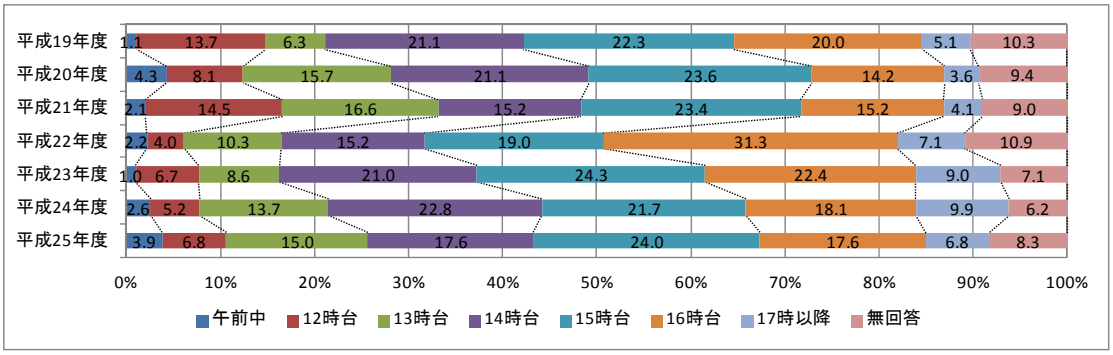

図 4：下山時刻の割合（平成 19 年度～平成 25 年度）

d） 満足度

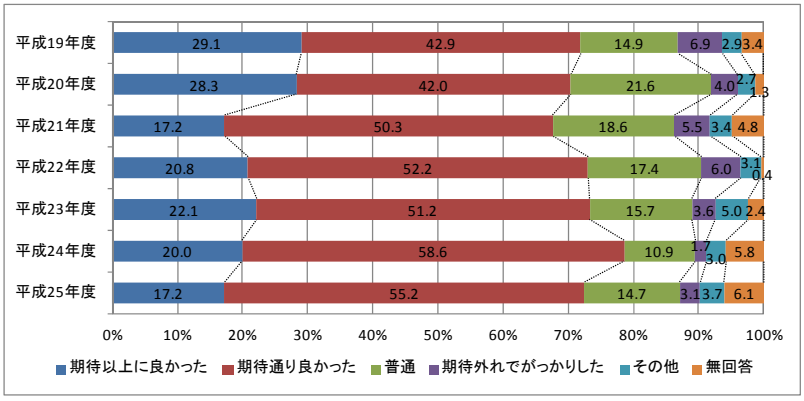

図 5：満足度（平成 19 年度～平成 25 年度）

e） 再訪の意向

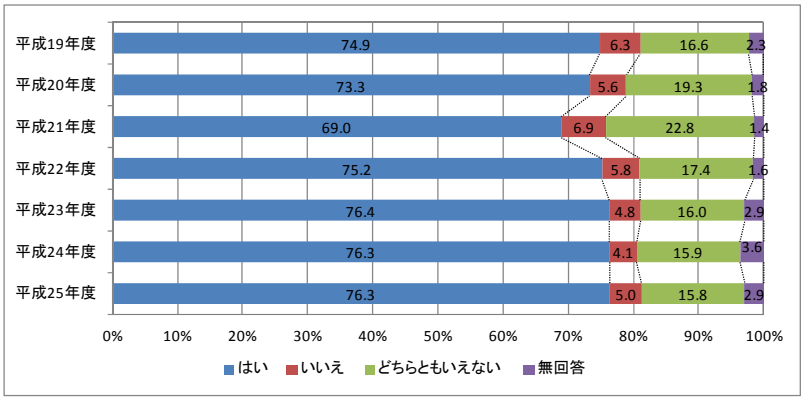

図 6：再訪の意向（平成 19 年度～平成 25 年度）

ｆ）登山経験

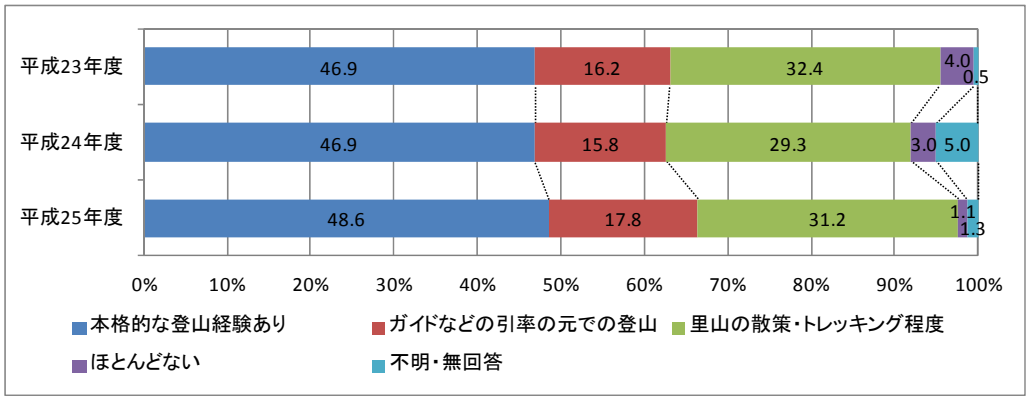

図 7：登山経験（平成 23 年度～平成 25 年度）

ｇ）ガイドの有無

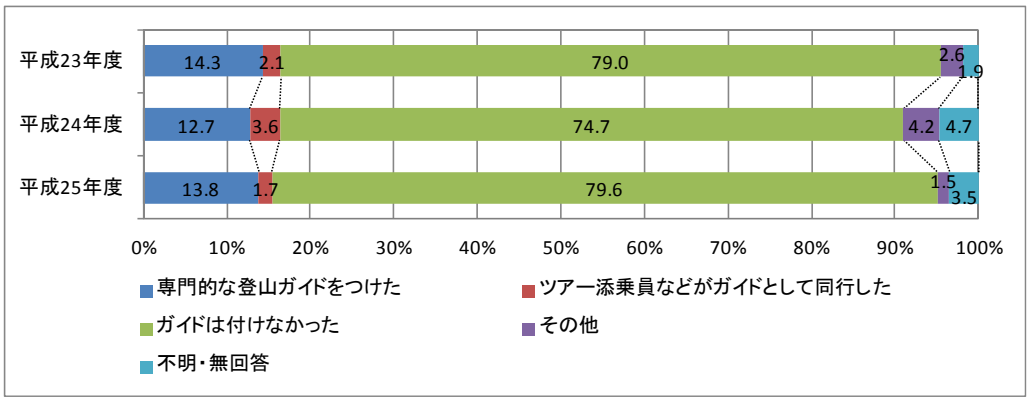

図 8：ガイドの有無（平成 23 年度～平成 25 年度）

ｈ）携帯用トイレブースの設置の意向

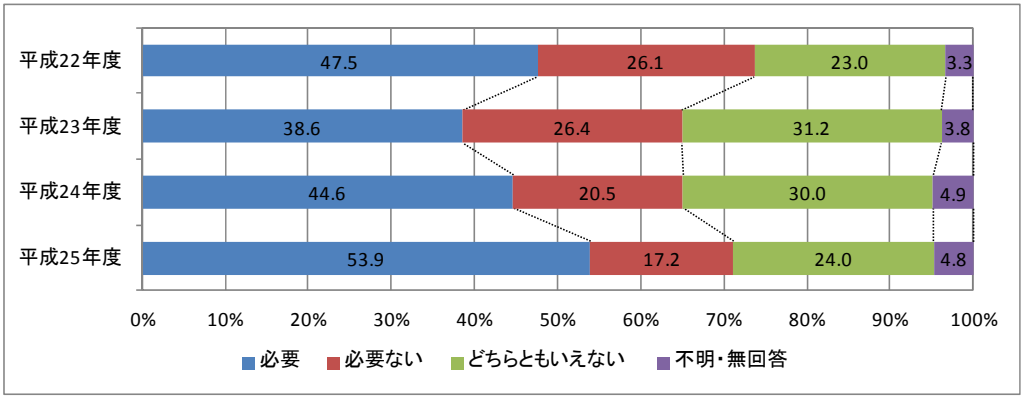

図 9：携帯用トイレブースの設置の意向（平成 22 年度～平成 25 年度）

（４）立入認定事務の改善〔H19-25〕

西大台利用調整地区の運用に伴う立入認定事務を下記のとおり実施している。

① 利用調整期間及び指定認定機関

表 4：立入認定事務の実施状況

年度	利用調整期間	指定認定機関
平成 19 年度	9/1(土)～11/28(水)（ 89 日間）	吉野きたやま森林組合
平成 20 年度	4/23(水)～11/30(日)（222 日間）	吉野きたやま森林組合
平成 21 年度	4/21(火)～11/30(月)（224 日間）	近畿地方環境事務所
平成 22 年度	4/22(木)～11/30(火)（223 日間）	上北山村商工会
平成 23 年度	4/22(金)～11/30(水)（223 日間）	上北山村商工会
平成 24 年度	4/27(金)～11/30(金)（218 日間）	上北山村商工会
平成 25 年度	4/25(木)～11/30(土)（220 日間）	上北山村商工会

② １日あたりの立入り可能な人数の上限

- 利用集中期の土日祝日　　：１００人
- 利用集中期の平日、利用集中期以外の土日祝日：　５０人
- 上記以外の平日　　：　３０人

※ 利用調整地区内での行動は１グループ 10 人以内。

③ 利用集中期の設定

過去の利用実態に基づき、現状においては、おおむね以下の期間を利用集中期として設定している。

- 春期：ゴールデンウィーク～６月中旬まで
- 夏期：夏休み･お盆
- 秋期：紅葉期

〔変更経緯〕

- 平成 23 年度より、それまでのモニタリング結果等を踏まえ、春期の利用集中を延長し、６月中旬までの期間も利用集中期とした。

④ 事務手続き

現状の事務手続きの流れは、下記のとおり。

ａ）事前電話予約の受付（立入希望日の３ヶ月前～）

ｂ）インターネットによる事前予約の受付及び予約状況に関する情報提供

ｃ）申請書の接受（立入希望日の５日前まで）

ｄ）申請書に係る審査、認定証の発行、申請者への認定証等の郵送

〔変更経緯〕

- 平成 23 年度より、立入認定申請におけるインターネットによる事前予約の受付及び予約状況に関する情報提供を開始。
- 平成 23 年度より、子どもについて事務手数料(500 円)を設定。(H23：29 名、H24：33 名、H25：38 名利用)
- 平成 24 年度より、DW 通行規制時の認定日変更を３カ月から１年に延長。

（５）事前レクチャーの改善〔H19-25〕

① 事前レクチャーの実施概要

西大台利用調整地区の利用者に対して、下記のとおり継続的に事前レクチャーを実施した。

実施期間：開山期間中

実施場所：大台ヶ原ビジターセンター レクチャールーム
（平成 24 年度より上北山村商工会[注1)]も含む）

実 施 者：環境省（請負事業者含む）・上北山村商工会[注1)]

時 間 割：表 5、表 6 のとおり。

〔変更経緯〕

- 平成 24 年度から、小処方面からの入山者に限定して、上北山村商工会にて事前レクチャーを実施。（H24,25：実施実績なし）

表 5：事前レクチャーの時間割（大台ヶ原ビジターセンター レクチャールーム）

	利用集中期の平日・ 通常期のすべての日	利用集中期の土日祝日
①	無し	７：３０～ ８：００
②	８：３０～ ９：００	８：３０～ ９：００
③	９：３０～１０：００	９：３０～１０：００
④	１０：３０～１１：００	１０：３０～１１：００
⑤	１１：３０～１２：００	１１：３０～１２：００
⑥	１６：００～１６：３０	１６：００～１６：３０

表 6：事前レクチャーの時間割（上北山村商工会）

	利用集中期、通常期の平日
①	無し
②	８：３０～ ９：００
③	９：３０～１０：００
④	１０：３０～１１：００
⑤	１１：３０～１２：００
⑥	１６：００～１６：３０

注１）8/13～8/16 を除く

脚注

注１）上北山村商工会における事前レクチャーは、小処方面からの入山者に限定して実施するもの。

② 事前レクチャー具体的内容

事前レクチャーはスライドを使用しながら実施した。その具体的内容（平成 25 年度実績）を下記に示す。

ａ）スライド一覧

1）

2）

3）

4）

5）

6）

7）

8）

9）

10）

11）

12）

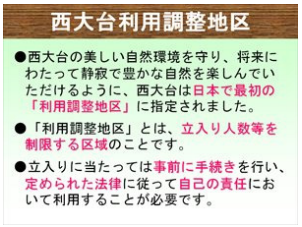

13）

14）

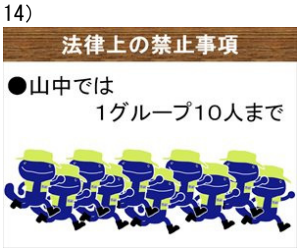

15）

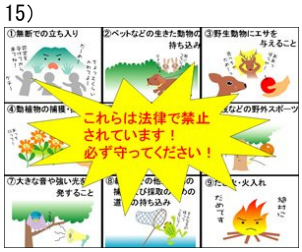

16）

17）

18）

19）

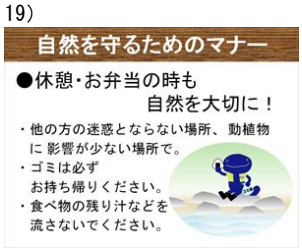

20）

21）

22）

23）

24）

25）

26）

27）

28）

29）

30）

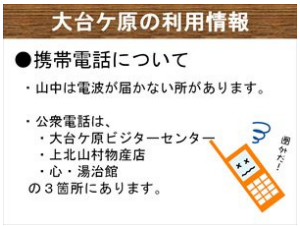

31）

32）

33）

34）

35）

36）

37）

38）

39）

40）

41）

42）

43）

44）

45）

46）

47）

48）

49）

50）

51）

52）

53）

54）

55）

56）

57）

58）

59）

60）

ｂ）シナリオ

No.	シナリオ
1	おはようございます。ようこそ大台ヶ原にお越しくださいました。私は、○○です。よろしくお願いします。（レクチャー担当者の挨拶、自己紹介、お客様の大台ヶ原入山経験の有無・・・等）
2	今日は西大台利用調整地区のキャラクターである大台ヶ原山椒大夫君と一緒に、 みなさんに大台ヶ原・西大台をご紹介するとともに、守っていただきたいマナーなどをご説明します。
3	この順番でご説明します。
4	それでは大台ヶ原・西大台の概要についてご説明します。
5	ここ大台ヶ原は、紀伊半島の内陸部に位置し、吉野熊野国立公園に指定されています。年間降水量が４５００㎜を超える本州で最も雨の多い地域であり、トウヒ林やブナ林など近畿では貴重な森林が残っています。また、動物や植物など多くの生き物が生息しているところです。
6	これは、大台ヶ原を拡大した地図です。大台ヶ原はトウヒ林が多く見られる東大台とブナとウラジロモミの林が見られる西大台に分かれています。利用調整地区は緑色の部分、約 450ha の区域が指定されています。日出ヶ岳、正木ヶ原、大蛇嵓などがある東大台は指定の対象外で、これまでどおりルールを守って利用していただけます。利用調整地区への出入口は、大台教会付近と逆峠の２箇所にあります。
7	こちらは、西大台山中の写真です。西大台は大台ヶ原の中でも、特に原生的で静寂な雰囲気の自然が残る場所です。
8	普段は利用者も少なく、静かな雰囲気です。（クリック）しかし、（クリック）このように大勢の人がいっぺんに入ると、静寂な雰囲気は崩れてしまいますね。
9	また、人が入ることで、登山道の洗掘、登山道の複線化、休憩に利用される場所の植物の衰退、裸地化など、自然への強い影響が出ています。
10	西大台の自然環境を守るためにはどうすべきか…様々な検討が行われた結果（クリック）、西大台の利用の調整、つまり立入人数をコントロールすることになりました。
11	そこで次に利用調整地区の制度と法律・マナーをご説明します。
12	西大台利用調整地区は、西大台の美しい自然環境を守り、将来にわたって静寂で豊かな自然を楽しんでいただけるように、平成１８年１２月に日本で最初の「利用調整地区」に指定され、平成１９年の９月から運用がスタートされました。利用調整地区とは、主に立入り人数等を制限する区域のことです。ちなみに、今日は○○人しか入山できません。立入りに当たっては、すでに皆さんが行ったように、事前に手続きを行い、定められた法律に従って、自己の責任において利用することが必要です。
13	それでは、利用調整地区内で法律上の禁止事項をご説明します。西大台への立入りは、登山や自然観察等での利用に限られます。また、次に説明する行為は禁止されていますので、絶対にしないでください。
14	山中での団体行動は、10 人までとなっています。（認定者が 10 人以上の団体の場合→10 人以上で利用する際は、10 人以内のグループに分かれ、入山時に時間の間隔をあけるなどの配慮をお願いします。）
15	無断での立ち入りは禁止です。必ず認定を受けてから入ってください。野生動物に病気をうつしたり、野生動物を追いかけたりする可能性があるため、ペットなどの生きた動物の持ち込みは禁止です。野生動物にえさを与えることも禁止です。（※理由：もともとエサをとるための能力があるのに、野生動物にエサをやることで、人間に依存するようになり、自分で生きていく力を失うことにつながるため）シカを見かけてもお弁当やおやつをあげたりしないでくださいね。動植物の捕獲・採取は禁止です。きれいな花！１つくらいもらって良いかな？という気持ちは禁物です。なお、特別保護地区なので、落ち葉や枯れ枝、小石も持って帰ることはできません。ゴミの放置・廃棄は禁止です。きちんと持って帰ってください。たばこのポイ捨てもやめてください。まさか西大台でキャッチボールやバトミントンなどのスポーツをされる方はいらっしゃらないと思いますが、これも禁止です。野生動物の生活に影響を及ぼすため、大きな音や強い光を発すること、例えば拡声器やステレオを使ったり、花火などをすることは禁止です。こんなことをしては、利用者にとっても静寂な西大台の雰囲気が失われてしまいますよね。網、竿その他動植物の捕獲及び採取のための道具の持ち込

No.	シナリオ
	みは禁止です。 これらの道具をお持ちの方はいらっしゃいますか？（いた場合には、「車に置いていってください」とお願い。バスで来られた場合は、個別に預かる。）たき火や火入れなどは、火事の原因となるので絶対にしないでください。また、この他にも禁止されていることをパンフレットにまとめてありますので、ご一読ください。当然ですが、動植物の捕獲・採取や焚き火などの行為は東大台でも禁止されています。ペットの持ち込みもご遠慮下さい。
16	
17	それから、西大台の美しい自然を守るために、皆さんに守っていただきたいマナーがあります。
18	まず、植生保護のために歩道をはずれないようにしてください。大台ヶ原は非常に迷いやすいところです。歩道をはずれると遭難するおそれがあります。
19	次に、休憩・お弁当の時も自然を大切にしましょう。休憩・お弁当の時は、他の方の迷惑とならない場所、苔や小さな植物のない場所でお願いします。途中、何箇所か沢を渡るところがありますので、このような河原をおすすめします。発生したゴミは必ずお持ち帰りください。食べ物の残り汁などを流さないでください。
20	野生動物はそっと見守ってください。エサをあげたり、刺激を与えるようなことはしないでください。また、大台ケ原はツキノワグマの生息域ですので、十分に注意してください。
21	マットで靴の泥を落としましょう。靴についた外来種などの植物の種を持ち込まないようにしましょう。
22	西大台への出入口に種子落としマットを敷いています。入る際には、マットで靴についた泥を落としてからお入りください。
23	みなさんに法律やマナーを守っていただくことで、（クリック）西大台の自然環境を守るとともに、（クリック）より快適な利用が可能になります。ご協力よろしくお願いします。
24	では、実際に西大台へ入山される前に、簡単ですが西大台の自然や利用情報などをご説明します。
25	西大台に入る際には、このように衣服やザックなどの目につく場所に、立入認定証を着用してください。
26	西大台やその周辺では、環境省職員や、環境省から依頼を受けた巡視員が、巡視活動を行っています。巡視員はこのような赤い腕章をつけています。みなさんの立入認定証が見えない場合には、巡視員が確認させていただくことがありますので、ご了承ください。
27	西大台は、健脚の方なら約４時間。ゆっくり歩いて約５時間、８キロのコースとなっています。 ◆スライドのリンクと地図ボードを使い、駐車場入口～渡渉点まで紹介。 ◆適宜、ナゴヤ谷～吊り橋までのポイント写真や自然情報を紹介。
28	また、環境省では利用調整のほかにも、森林生態系の保全再生やニホンジカの個体数の正常化など、様々な角度から大台ヶ原の自然再生に取り組んでいます。西大台を歩いていると、この写真のようなものが目に入ると思いますが、これはシカの食害を防ぐための柵です。環境省ではこういった取り組みも行っています。
29	では次に、知っておくと便利な大台ヶ原の利用情報をお知らせします。
30	平成 24 年度から docomo、au の携帯電話は使用可能になりましたが、大台ヶ原全域で使用出来るわけではありません。公衆電話は、大台ケ原ビジターセンター、上北山村物産館、心・湯治館の３箇所にあります。
31	駐車場は約 200 台の収容数です。ＧＷ、お盆、紅葉シーズンは大変混雑します。このように渋滞なども起こります。近鉄大和上市～大台ヶ原山頂まで、奈良交通の路線バスなどが出ていますので、ぜひご利用下さい。
32	西大台のお手洗いは、開拓跡付近にこのような簡易トイレがあります。使用方法はトイレ内に簡易キットがおいてあり、使い方が書いてありますので、そちらをご覧下さい。キットをご利用になる際は幾らかの使用料をお願いします。使用したキットはビジターセンターの横、正面向かって右に回収箱があります。開拓跡まで 2 時間ほどかかります。トイレは出発前に済ませておいてください。
33	何かご質問のある方はいらっしゃいますか？それでは、気をつけていってらっしゃい！先ほどお預かりした立入認定証は窓口にてお返します。認定証は本日・本人に限り有効です。
40	西大台は自然に近い状態を保つため、道標が少なく、歩道が分かりにくい箇所がいくつかあります。歩道が分かりにくい箇所には誘導ロープが張ってあります。
57	さて、皆さまのお手元に、アンケート用紙を配布しています。利用後に、ビジターセンターの回収箱に入れていただくか、お渡しした封筒でお送りくださるようお願いします（切手は不要です）。西大台利用調整地区の制度をより良いものにするために、どうぞご協力よろしくお願いします。
58	事前手続きの際に代表者申請を行った場合、代表者になった方がいると思います。その方の認定証には「代表者」と明記してあり、その他の方(同行者)の認定証には「同行者」と明記してあります。
59	代表者には、団体の代表として申請するだけでなく、その他に重要な役割があすます。その役割とは、同行する人が禁止行為をしていないか監督し、指導を行うことです。利用調整地区内での禁止事項についてはこの後お話します。禁止事項は代表者のみではなく、各自で意識していただく事が大切です。
60	トイレは事前にすませましょう。西大台はゆっくり歩いて一周約５時間かかり、その間トイレはありません。トイレは駐車場付近にありますので、出発前に済ませてください。その際は、トイレ清掃協力金をお願いします。また、どうしても･･･（生理現象）という場合には、ティッシュを残さないようにおねがいします。

③ 事前レクチャーの実施結果

事前レクチャーの実施結果を下記に示す。

表 7：認定者数、レクチャー受講者数等（平成 19 年度～平成 25 年度）

年度	利用調整期間(日)	認定者数(人)	キャンセル数(人)	受講免除者数(人)	レクチャー実施結果		
					受講者数(人)	実施日数(日)	実施回数(回)
平成 19 年度	89	452	64(14.2%)	33(7.3%)	355(78.5%)	—	—
平成 20 年度	222	1,288	132(10.2%)	131(10.2%)	1,025(79.6%)	—	—
平成 21 年度	224	1,273	150(11.8%)	103(8.1%)	1,020(80.1%)	121	237
平成 22 年度	223	1,708	173(10.1%)	34(2.0%)	1,501(87.9%)	133	262
平成 23 年度	223	2,062	396(19.2%)	62(3.0%)	1,604(77.8%)	147	354
平成 24 年度	218	2,979	249(8.4%)	135(4.5%)	2,595(87.1%)	171	505
平成 25 年度	222	3,104	383(12.3%)	128(4.1%)	2,593(83.5%)	180	486

注 1）（　）内は、各年度の認定者数に対する割合を示す。

（6）事前レクチャーに関するアンケート調査〔H19-25〕

事前レクチャー受講者を対象に、レクチャー内容等に関する意識の把握を目的としたアンケート調査を下記の通り継続的に実施した。（なお、平成 23 年度に調査方法及び設問項目等を変更している。）

① 調査方法

期　　間：利用調整期間中

配布部数：事前レクチャー受講者数

配布方法：事前レクチャー受講者にふれあいコーディネーターが配布

回収方法：１）現地回収（大台ヶ原ビジターセンター）

　　２）郵送回収（配布時に一緒に渡した返送用封筒による）

主な質問項目

- 利用者情報
- 団体ツアー・個人（団体ツアー以外）の別
- 交通手段
- 来訪回数
- レクチャーについて（長さ、全体、制度等の解説、ガイド冊子満足度等）

② 結果概要

実施してきた調査結果から主なものを抜粋して記載する。

ａ）調査票の配布及び回収状況

表 8：アンケート調査票の配布及び回収状況

年度	配布数(件)	回収数(件)	回収率(%)
平成 19 年度	355	348	98.0
平成 20 年度	1,025	1,000	97.6
平成 21 年度	1,020	1,019	99.9
平成 22 年度	1,501	1,119	74.6
平成 23 年度	1,604	420	26.2
平成 24 年度	1,930	659	34.1
平成 25 年度	2,615	545	20.8

b） レクチャー時間の長さ

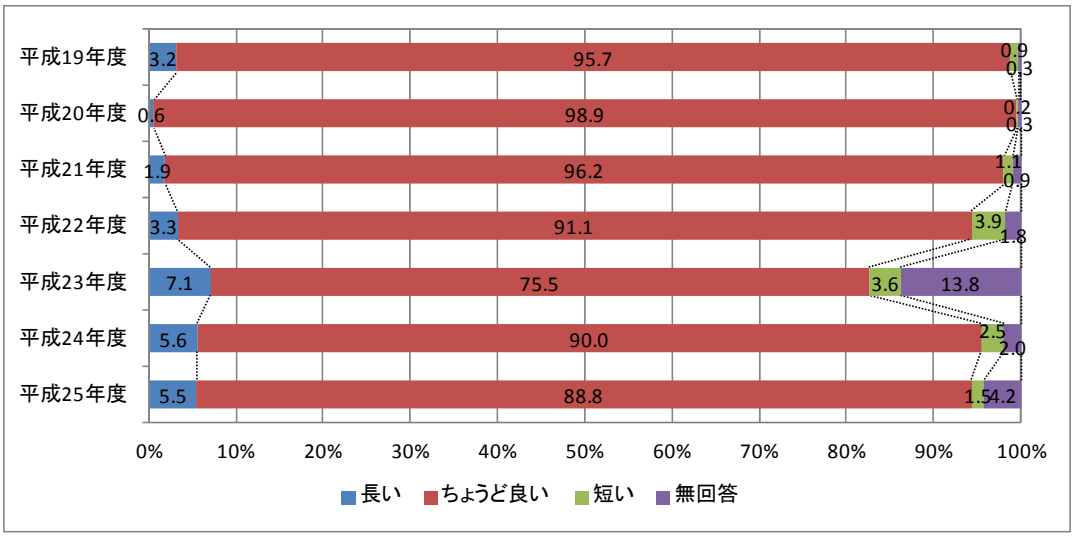

図 10：レクチャー時間の長さ

b） 全体的な満足度

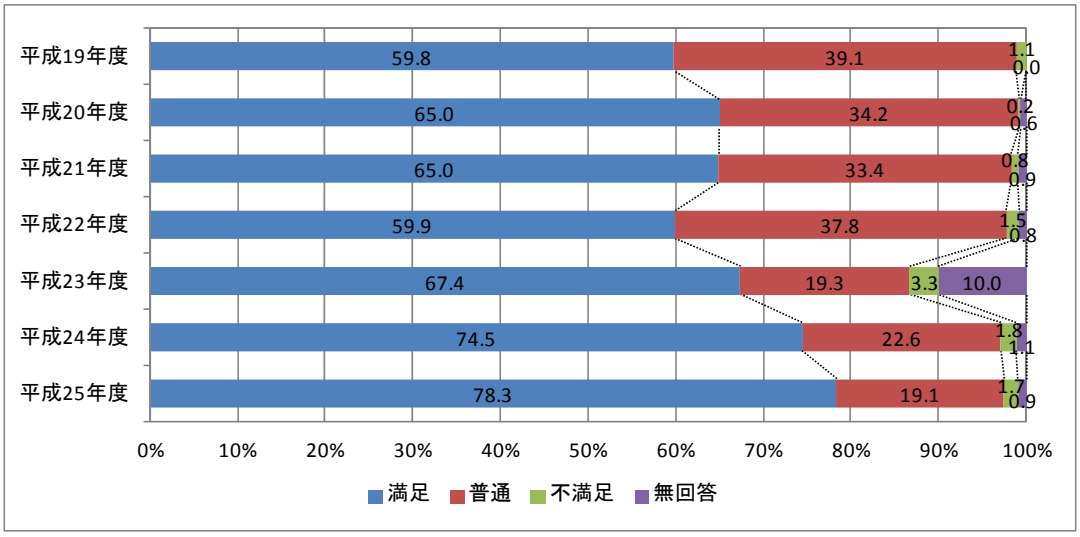

図 11：全体的な満足度

c） 制度の説明

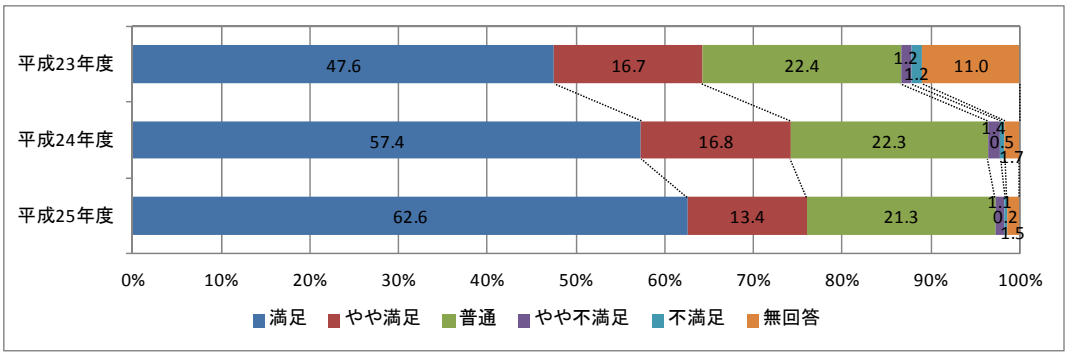

図 12：制度の説明

d）利用ルールの説明

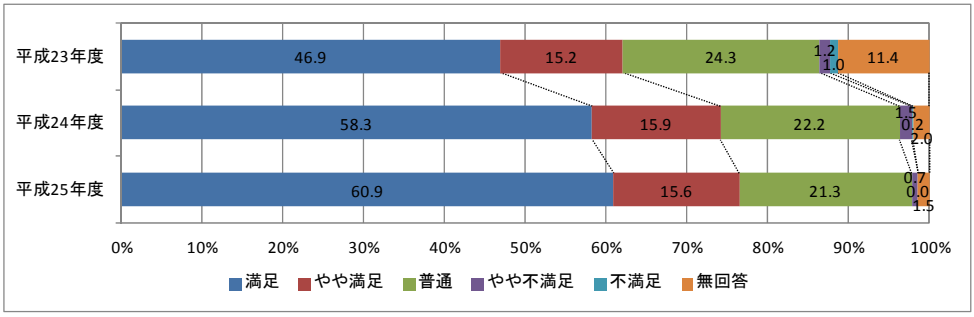

図 13：利用ルールの説明

e）見所の解説

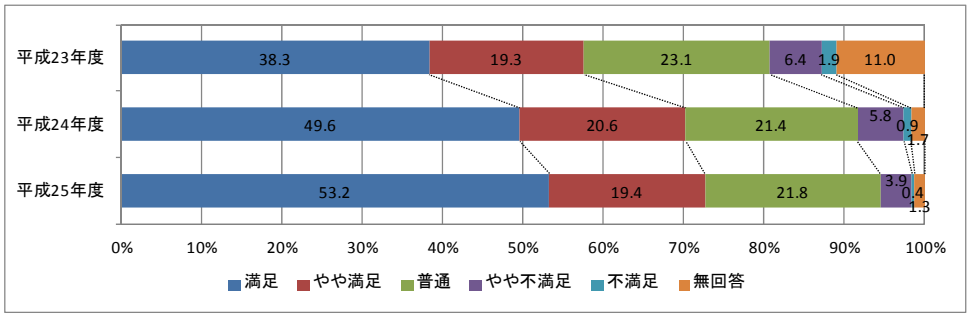

図 14：見所の解説

f）安全の説明

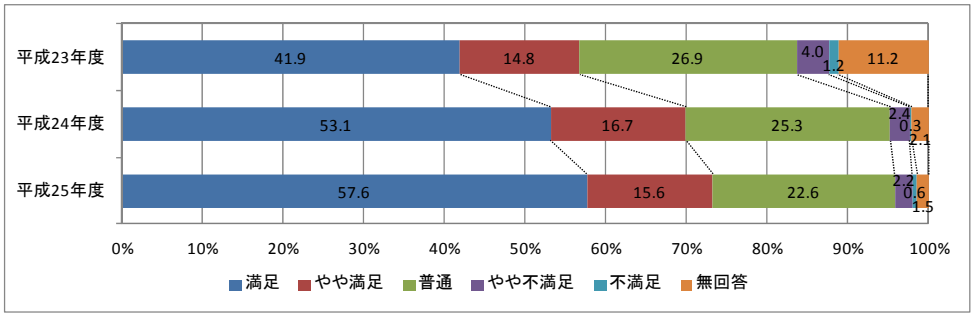

図 15：安全の説明

g）冊子の内容

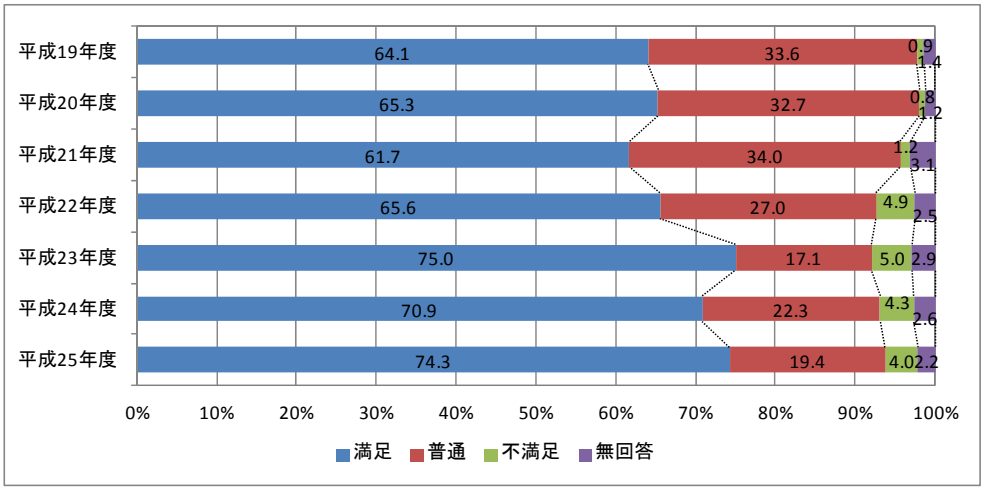

図 16：冊子の内容

ｈ）レクチャーに関する意見

◆ レクチャー・冊子に関する不満な点・改善すべき点（平成 24 年度）

・ 季節の動植物や見所等について教えてほしい等、レクチャー内容に関する意見。(45 件)
・ もう少し詳しい地図を掲載してほしい等、冊子の内容に関する意見。(35 件)
・ 常識的な内容なので、レクチャーは不要である等、その他の意見。(11 件)

◆ レクチャーの時間割に関する意見（平成 24 年度）

・ もっと早い時間から、また、遅い時間にもレクチャーをしてほしい等。(31 件)

１－２．地域の理解と協力による利用調整地区の適正な運用

（１）吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画検討協議会の開催〔H17-23〕

吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画（以下、「適正化計画」と表記）の策定及び変更について協議し、円滑な実施協力に向けた合意形成を図ることを目的として、関係行政機関、学識経験者、自然保護団体、NPO、地域住民、関係機関等の参画により、平成 17 年度～平成 23 年度にかけて「吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画検討協議会」を開催してきた。

なお、本協議会は、西大台利用調整地区にとどまらず、大台ヶ原の全体の管理運営に対応するため発展的解消し、次に示す「大台ヶ原の利用に関する協議会」にその目的を引き継いだ。

表 9：適正化計画検討協議会の開催状況

年度	回数	協議内容
平成 17 年度	２回	・ 協議会の設置について ・ 適正化計画について
平成 18 年度	３回	・ 適正化計画について ・ 利用調整地区の運用開始までのスケジュール
平成 19 年度	２回	・ 現地確認 ・ 利用調整地区の運用について ・ 本年度の利用調整地区の運用結果について ・ 次年度の利用調整地区の運用計画について
平成 20 年度	２回	・ 本年度の利用調整地区の運用結果について ・ 次年度の認定事務等の改善について ・ 次年度の利用調整地区の運用計画について
平成 21 年度	２回	・ 本年度の利用調整地区の運用結果について ・ 法改正等に伴う利用調整地区の今後の運用について ・ 適正化計画の変更について ・ 次年度の利用調整地区の運用計画について
平成 22 年度	２回	・ 本年度の利用調整地区の運用結果について ・ 適正化計画の変更について ・ 次年度の利用調整地区の運用計画について
平成 23 年度	２回	・ 本年度の利用調整地区の運用結果について ・ 次年度の利用調整地区の運用計画について ・ 今後の協議会の在り方について

（２）大台ヶ原の利用に関する協議会の設立･開催〔H24-25〕

① 新協議会のイメージ

西大台利用調整地区に関しては、平成 17 年度より、「吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画検討協議会」を設置し、「西大台地区利用適正化計画」の策定及び変更について協議し、円滑な実施協力に向けた合意形成を図ってきた。

平成 19 年度の利用調整地区の運用開始から５年目を迎えるに当たり、大台ヶ原の良好な自然環境を保全しつつ、国立公園として持続可能な利用を促進し、西大台利用調整地区の適切な管理運営を実施していくため、関係者の利害調整及び合意形成を行うとともに、連携・協働を図る場を作ることを目的として、新たに「大台ヶ原の利用に関する協議会」を設立した。

同協議会の構成メンバー及び取組のイメージは下図のとおりである。

大台ヶ原の利用に関する協議会のあり方（イメージ）

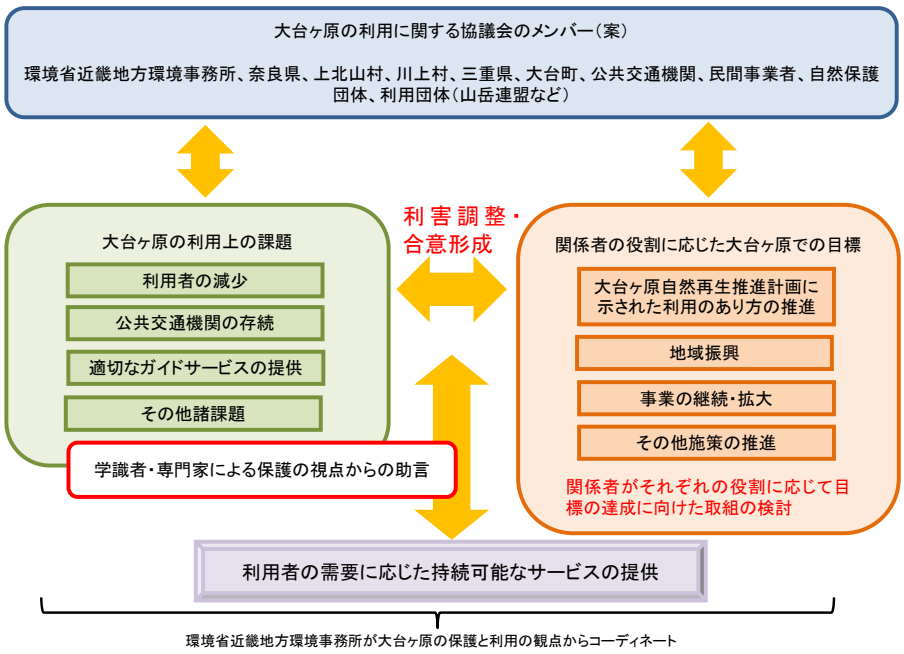

大台ヶ原の利用に関する協議会の具体案

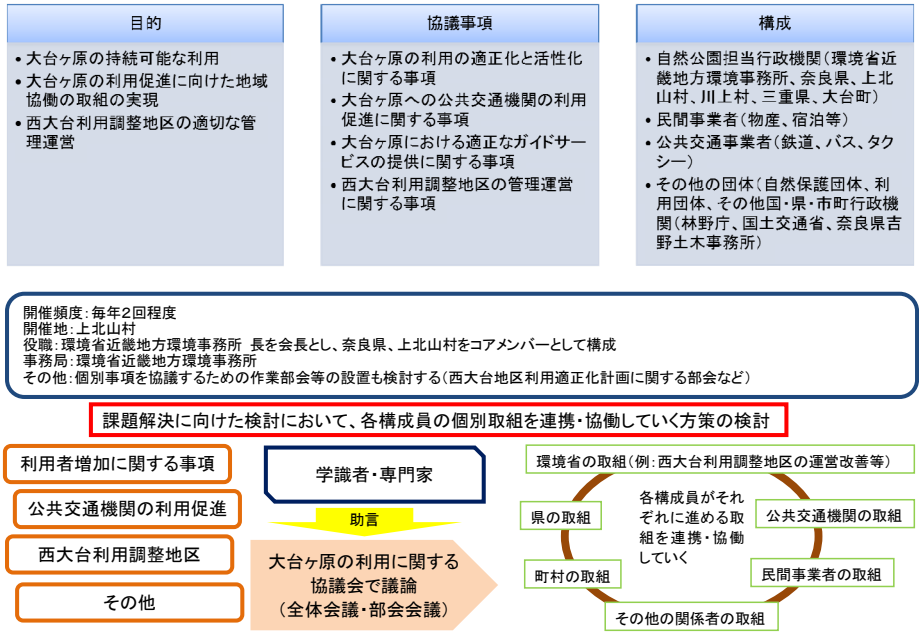

② 協議会における協議

大台ヶ原の良好な自然環境を保全しつつ、国立公園として持続可能な利用、及び西大台利用調整地区の適切な管理運営を実現していくため、関係者の利害調整及び合意形成を行うとともに、連携・協働を図る場を作ることを目的として、関係行政機関、地域団体、関連事業者、自然保護団体、利用団体等の参画により、「大台ヶ原の利用に関する協議会」を開催した。

表 10：大台ヶ原の利用に関する協議会の開催状況

年度	回	日付	協議内容
H24	準備会	2012/12/20	・ 大台ヶ原の利用に関する協議会の発足について ・ 今後の予定等について
	設立総会 第１回	2013/01/25	・ 大台ヶ原の利用に関する協議会の設立について ・ 吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画の変更について ・ 平成 25 年度西大台利用調整地区の運用計画について
	第２回	2013/03/19	・ 西大台利用調整地区の制度上の課題について ・ 上北山村による平成 24 年度の取組及び平成 25 年度の予定について
H25	第１回	2014/01/09	・ 大台ヶ原山上駐車場周辺における交通混雑への対応について ・ 大台ヶ原周回線歩道（東大台）の歩道補修について ・ 西大台利用調整地区の区域について
	第２回	2014/02/27	・ 前回協議会における論点 ・ 平成 25 年度西大台利用調整地区の運用結果および平成 26 年度の運用計画について ・ 大台ヶ原周回線歩道（東大台）の歩道補修について ・ 西大台利用調整地区の区域について ・ 大台ヶ原における標識・パンフレット等の多言語化について ・ 東大台における携帯トイレブース等の設置に関する検討について

１－３．利用調整地区の適正な管理

（１）巡視及び違反者等への指導〔H19-25〕

利用調整期間中、毎日巡視を実施し、利用調整地区入口において無認定で立入ろうとした者に対し、注意するなどして違反の未然防止に努めるとともに、利用調整地区内で無認定の立入者を確認した場合、利用調整地区からの退出等を指導した。

違反防止及び指導の実施状況を下記に示す。利用調整開始後の経年的な変化をみると、無認定立入者への指導件数・人数、無認定立入の防止件数・人数とも減少傾向にある。

表 11：巡視による違反防止･指導状況

年度	区域内における無認定立入者への指導		入口等での無認定立入の防止	
	件数	人数	件数	人数
H19	21	40	34	―
H20	19	32	62	110
H21	6	10	22	46
H22	8	16	20	35
H23	6	8	17	29
H24	6	8	3	5
H25	3	6	20	―

注１）平成 19 年度及び平成 25 年度の「入口等での無認定立入の防止」の人数は不明。

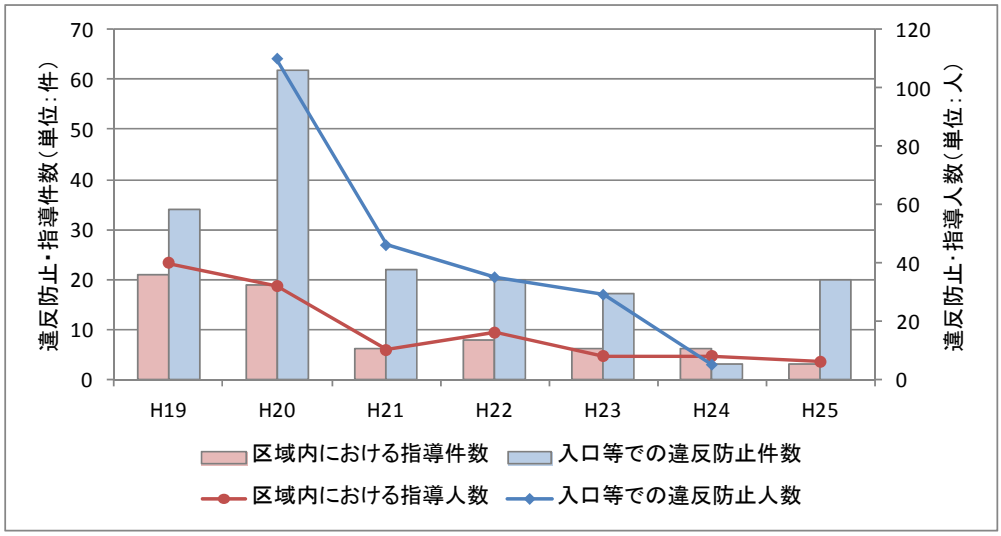

図 17：巡視による違反防止･指導状況

注１）平成 19 年度及び平成 25 年度の「入口等での違反防止人数」は不明。

（２）西大台希少植物盗掘防止パトロール〔H24-25〕

吉野熊野国立公園特別保護地区及び利用調整地区に指定している地域内で、平成23年６月、大台ヶ原自然再生推進事業に基づく調査中に請負業者がフガクスズムシソウの盗採を発見した。今後の希少植物の盗採、盗掘を防止するとともに当該行為が自然公園法違反である旨を周知することを目的に地元関係機関等との合同パトロールを実施した。

① 実施概要

合同パトロールは、下記のとおり実施した。

表 12：合同パトロールの実施日時･参加者

年度	回	日時	場所	参加者
H24	事前調査	6月6日(水) 13:00～16:00	大台教会出入口～七ツ池～開拓跡～経ヶ峰（図18参照）	吉野自然保護官事務所（3名） 吉野警察署（4名） 奈良県（1名） (株)環境総合テクノス（1名） 巡視員（1名）
	第１回	6月26日(木) 早朝	大台教会出入口～七ツ池～開拓跡～経ヶ峰（図18参照）	吉野自然保護官事務所（3名） 吉野警察署（4名） 奈良県（1名） 巡視員（1名） 奈良新聞者記者（1名）
	第２回	7月21日(土) 早朝	大台教会出入口～七ツ池～開拓跡～経ヶ峰（図18参照）	吉野自然保護官事務所（3名） 吉野警察署（2名） 奈良県（1名） 巡視員（1名） 奈良新聞社記者（1名）
H25	第１回	8月8日(木) 早朝～	西大台	吉野警察署（4名） 奈良県（1名） 環境省（3名） 巡視員（1名）

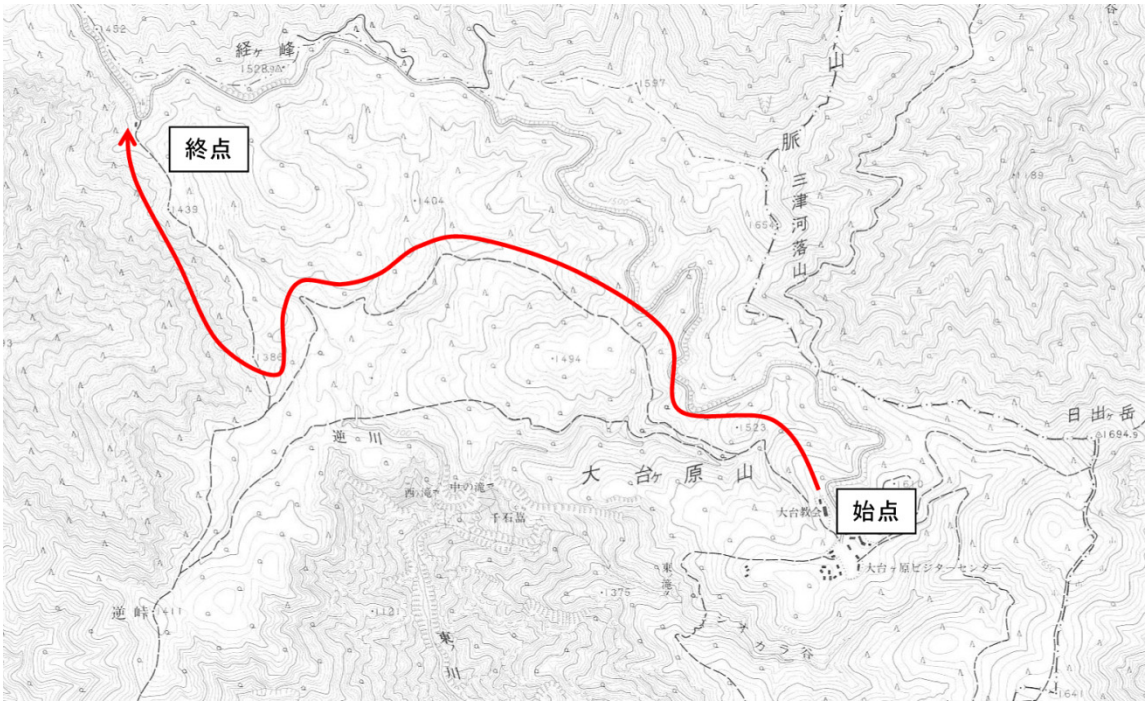

図 18：パトロール位置（平成 24 年度実績）

② 実施結果

各回のパトロールをとおして、盗掘者及び立入り許可を持たない違反者との接触はなかったため、直接の取締りはなかった。

また、平成 24 年度は、奈良新聞の記事掲載（平成 24 年 6 月 27 日付）、ニュース番組での放送（平成 24 年 7 月 21 日夕刻）がなされ、平成 25 年度は、奈良新聞、朝日新聞等により、記事掲載がなされた（図 19 参照）ことにより、当該行為が自然公園法違反である旨を周知することができた。今回の取組が、今後の盗掘盗採の再発防止、普及啓発につながることが期待される。

希少植物の盗採防止へ

西大台利用調整地区をパトロールする自然保護官ら＝8日、上北山村小橡

西大台利用調整地区

環境省と吉野署が巡視

不認可入山跡など点検

吉野熊野国立公園で希少植物の違法な採取を防止するため、環境省と吉野署などは8日、上北山村小橡の西大台利用調整地区で合同パトロールを実施した。

同省の自然保護官や警察官ら8人が巡回し、認可なく入山した形跡や希少種が盗まれていないかを点検した。

昨年度は、県版レッドデータブックの絶滅寸前種フガクスズムシソウ（ラン科）とイチヨウラン（同）が5カ所で消失し、盗採とみられたが、今年はこれまでのところ盗採は確認されていない。

七目木修一自然保護官は「引き続き巡視を強化し、国立公園の豊かな自然を利用者が持続的に楽しめるように努力したい」と話した。

西大台地区は、自然環境保護を目的に立ち入りが制限され、事前レクチャーを受けると入山が認められるシステム。受託業者による巡視活動は毎日行われている。

平成25年8月14日奈良新聞　第9面

◆希少植物の盗掘防止パトロール　上北山村の大台ケ原で希少植物の盗掘、盗採を防止するパトロールがあった。吉野熊野国立公園特別保護地区での盗掘などは自然公園法違反になることを周知するのが目的。環境省吉野自然保護官事務所と県自然環境課、吉野署から8人が参加した。自然公園法に基づく事前の立ち入り許可が必要な西大台利用調整地区の登山道を巡視した。

平成25年8月14日朝日新聞　第25面

図 19：平成 25 年度実施状況の新聞報道

（３）西大台歩道の在り方検討〔H23〕

西大台地区の歩道は、西大台地区利用適正化計画において「歩道や標識等の整備は必要最小限とする」としているが、その「必要最小限の整備」がどの程度のものかは十分に議論されておらず、また、歩道機能を維持するための修繕行為の捉え方についても、関係者間における考え方の幅が大きい状況にあった。西大台利用調整地区の歩道の荒廃を予防し、同時に利用環境の質を維持していくため、平成 23 年度、「西大台歩道の在り方検討ワーキンググループ」を設置し、今後の歩道の維持修繕を進める際の方針等を検討した。

■第１回西大台歩道の在り方検討ワーキンググループ

日時：平成 23 年 9 月 9 日(金) 15:00 ～ 17:00
場所：近畿地方環境事務所 会議室
概要：西大台歩道に関する基本事項の確認を行うとともに、西大台歩道の現状、課題について確認を行った。

■第２回西大台歩道の在り方検討ワーキンググループ

日時：平成 23 年 9 月 26 日(月) 11:00 ～ 16:30
場所：大台ヶ原現地（西大台利用調整地区内）
概要：西大台歩道の現地視察を行い、歩道の現状、課題について確認を行うとともに、歩道の在り方の方向性について検討した。

■第３回西大台歩道の在り方検討ワーキンググループ

日時：平成 23 年 11 月 24 日(木) 15:00～17:00
場所：近畿地方環境事務所 会議室
概要：第１回、第２回の協議を踏まえ、西大台歩道の在り方について協議した。

上記の３回のＷＧを開催し、議事内容を踏まえ、近畿地方環境事務所が、「西大台利用調整地区『大台ヶ原周回線歩道事業』個別事項対応案」を取りまとめた。（下記に示す「吉野熊野国立公園 西大台利用調整地区 歩道管理マニュアル」の p. 48-49 参照）

（４）歩道管理技術の均質化検討〔H24〕

西大台地区の歩道は、西大台地区利用適正化計画において、「歩道や標識等の整備は必要最小限とする」としているが、その「必要最小限の整備」がどの程度のものかは十分に議論されておらず、また、歩道機能を維持するための修繕行為の捉え方についても、関係者間における考え方の幅が大きい状況にあった。そこで、平成 23 年度、西大台利用調整地区の歩道の荒廃を予防し、同時に利用環境の質を維持していくため、「西大台歩道の在り方検討ワーキンググループ」を開催し、そこでの検討を踏まえ、今後の歩道の維持修繕を進める際の方針である「西大台利用調整地区『大台ヶ原周回線歩道事業』個別事項対応」を取りまとめた。

平成 24 年度は、この方針をもとに、日常管理の手法や補修の実施手順等を明らかにし、管理を適正かつ円滑に実施し、その技術の均質化を図ることを目的に「吉野熊野国立公園 西大台利用調整地区 歩道管理マニュアル」を作成した。

１－４．西大台利用調整地区の状態の把握

（１）歩道状況調査〔H18-25〕

西大台利用調整地区内の歩道の複線化・洗掘状況等について、人の利用等による影響を把握し、利用調整の効果を検証するための基礎資料とすることを目的として、歩道状況調査を平成 18 年度より継続的に実施してきた。

① 調査概要

ａ）調査時期

毎年晩秋

ｂ）調査対象箇所

複線化箇所：30 箇所（図 20 のＭ－１～30）（Ｍ－30 は平成 23 年度に追加）
洗掘箇所：10 箇所（図 20 のＳ－１～10）（Ｓ－10 は平成 23 年度に追加）
※「複線化」及び「洗掘」の定義は以下のとおり。

表 13：複線化・洗掘の定義

複線化：本来の歩道から分岐して、新たなルートが形成されている箇所。ただし、１本の樹木を迂回している場合等、小規模なものは除く。
洗　掘：周辺地形に対する掘れ込みが 50cm 以上の箇所、または洗掘により連続的に石が露出している箇所。

ｃ）調査方法

ⅰ 基礎情報の記録

各地点について、以下の項目を記録した。

- 路線縦断勾配
- 地質
- 周辺植生（上層・下層）
- 複線化については推定される原因
- 調査時点における荒廃状況

ⅱ 写真記録

継続的に撮影されている同一の地点・構図で写真を撮影し、記録した。

ⅲ 現況模式図の作成

歩道及び複線の平面的な形状（延長はｍ単位で測定）、歩道周辺の主な樹木（樹種）、下層植生（主な種名）、裸地、岩石、倒木、洗掘箇所、崩落箇所等の分布状況を計測し（10cm 単位）、現況模式図を作成した。また、周辺環境を含めて複線化・洗掘の状況を写真撮影により記録した。

ⅳ 横断面図の作成

樹木等を目印に横断線を設定し、ポール横断測量により、横断勾配、複線の幅（10cm 単位）等を計測し、横断面図を作成した。

② 調査結果

調査結果は、主に、歩道状況の昨年度との比較、複線・洗掘の解消状況、植生の回復状況の視点から取りまとめた（表 14 参照）。

複線の解消状況については、植生の回復が見られない場合であっても、踏み跡等、人の通った形跡が全く見られないような場合は「ほぼ解消（◎）」、わずかしか見られない場合は「解消傾向（○）」、変化がなかった又は解消していなかった場合は「△」、また、新たな複線が出現したり、再度複線化しつつあったりした場合は「×」とした。

また、洗掘についても、前年度の状況と比較して、「解消傾向(○)」、「変化なし(△)」、「洗掘の進行(×)」として評価した。

植生の回復状況については、平成 19 年度調査で裸地であった箇所及びその周辺において、実生や草本植生の発生がみられた場合は「回復傾向（○）」、変化がなかった場合は「△」、逆に植生が衰退していた場合は「×」とし、周辺環境を鑑みて、そもそも周辺植生が貧弱であり、植生の回復が見込めないと考えられた場合は「―」とした。

以上の点を踏まえて、結果の概要とそれを踏まえた考察を、以下の通り整理した。

ａ）複線化箇所

34 箇所（複数箇所を含む）の複線化箇所のうち、平成 25 年度までの段階で、21 箇所で複線化はほぼ解消した。これらの複線化が解消又は解消傾向にあった多くの箇所では、誘導ロープや倒木・枯枝等が設置され、利用者のコントロールに適切に寄与したと考えられる。しかし、中には、設置した倒木の腐朽により再複線化した箇所（１箇所）や、小規模であるものの複線化が生じた箇所（１箇所）もあり、複線化が解消していない箇所も含めて、誘導ロープや倒木等による複線化解消のための対策が必要と考えられる。また、植生の回復状況としては、平成 25 年度までの段階で８箇所が回復傾向にあり、12 箇所が特に変化がなかった。

ｂ）洗掘箇所

10 箇所の洗掘箇所については、解消の傾向はみられず、荒廃が進んだ箇所もあった。特に、２箇所（S-7、S-8）について、近年、若干の洗掘の進行がみられたことから、洗掘詳細調査を実施して、その状況を把握した。(p. 37 参照)

■ まとめ

利用調整地区の運用が開始されて、７年が経過した。これまでの歩道状況のモニタリング結果を踏まえて、誘導ロープや倒木等の設置によるルートの明確化により、歩道の複線化は解消されつつあり、また、植生についても、回復しつつあるという傾向が確認された。これらのことから、全体として、利用調整による利用圧の低減が示唆されたと考えられるが、中には、洗掘等により歩道の荒廃が進んだ箇所も見受けられた。

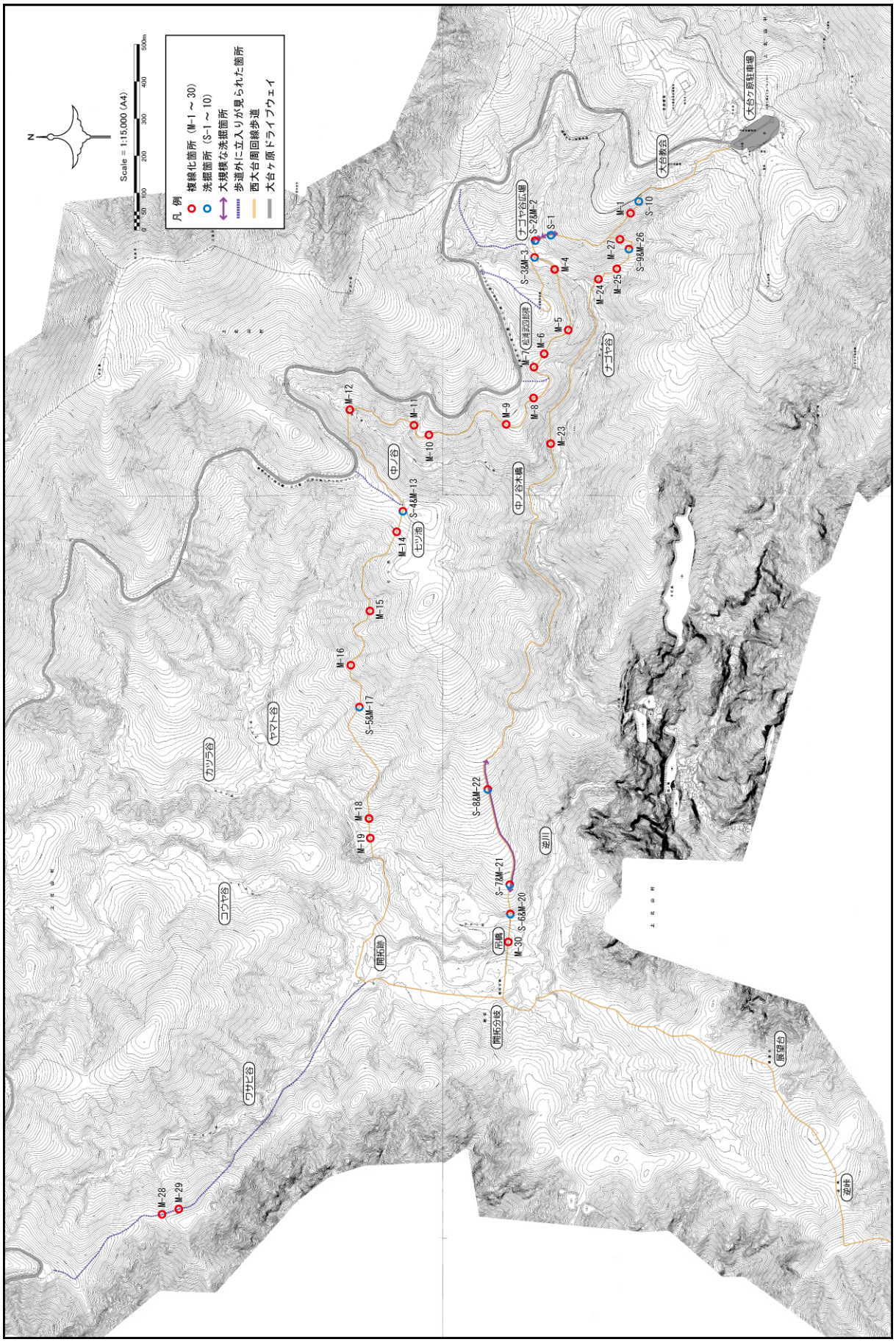

図 20：歩道状況調査地点

表 14：歩道状況調査結果概要一覧

	地点番号	区間長等	深さ	幅員 主線	幅員 複線	推測される発生原因	前年度との比較 H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	複線・洗掘の解消状況	植生の回復状況
複線化箇所	M-1	10m	—	100cm	80cm	樹木の根上がりを迂回	—	—	—	複線は解消傾向にある。植生は回復傾向にある。	根上がりによる段差により、複線が主線化しつつある。植生（ミヤコザサ）は特に変化なし。	根上がりによる段差により、複線が主線化しつつある。植生（ミヤコザサ）は特に変化なし。	根上がりによる段差により、複線が主線化しつつある。植生（ミヤコザサ）は特に変化なし。	△	△
	M-2	15m	—	190cm	（不明瞭）	洗掘箇所を迂回	歩道両側に植生の踏み荒らしがみられる。	植生の回復がみられる。 複線はほぼ解消。	複線は H20 にほぼ解消済み。植生も回復傾向にある。	複線は H20 にほぼ解消済み。植生も回復傾向にある。	複線は H20 にほぼ解消済み。植生も回復傾向にある。	複線化は H20 にほぼ解消済み。植生（コケ類）は回復傾向にある。	複線化は H20 にほぼ解消済み。植生（コケ類）は回復傾向にある。	◎	○
	M-3	3m	—	150cm	40cm	洗掘箇所を迂回	—	—	—	—	—	特に変化なし。（渡渉点が下流側に変更された）	倒木の設置により複線化はほぼ解消。	◎	△
	M-4	15m	—	30cm	60cm 40cm	洗掘・滞水箇所を迂回	—	雨水により若干の洗掘の進行がみられる。	—	複線は解消傾向にある。植生も回復傾向にある。	主線が不明瞭であり、複線化は特に変化なし。植生（草本類）は回復傾向にある。	主線が不明瞭であり、複線化は特に変化なし。植生（草本類）は回復傾向にある。	主線が不明瞭であり、複線化は特に変化なし。植生（草本類）は回復傾向にある。	△	○
	M-5	9m	—	80cm	（110cm）	樹木を迂回	防鹿柵設置によりほぼ解消。	複線化は H19 にほぼ解消。	複線化は H19 にほぼ解消済み。植生は特に変化なし。	複線化は H19 にほぼ解消済み。植生は特に変化なし。	防鹿柵の設置により、複線化は H19 にほぼ解消済み。植生は特に変化なし。	防鹿柵の設置により、複線化は H19 にほぼ解消済み。植生は特に変化なし。	防鹿柵の設置により、複線化は H19 にほぼ解消済み。植生は特に変化なし。	◎	—
	M-6	6m	—	80cm	80cm	樹木を迂回	倒木配置により植生は回復傾向。	複線化は H19 にほぼ解消。植生も回復傾向にある。	複線化は H20 にほぼ解消済み。植生は特に変化なし。	複線化は H20 にほぼ解消済み。植生は回復傾向にある。	H19 に設置した倒木の腐朽により、再複線化しつつある。下層植生（コケ類）は特に変化なし。	倒木の腐朽により、小規模であるものの再複線化した。下層植生（コケ類）は特に変化なし。	倒木の腐朽により、小規模であるものの再複線化した。下層植生（コケ類）は特に変化なし。	×	△
	M-7	13m	—	230cm	（不明瞭）	ガレ場を迂回	—	ロープ設置により複線は回復傾向にある。植生は特に変化なし。	ロープ設置により、複線はほぼ解消。植生は特に変化なし。	ロープ設置により、複線は H21 にほぼ解消済み。植生は特に変化なし。	誘導ロープ設置により、複線化は H21 にほぼ解消済み。植生は特に変化なし。	誘導ロープ設置により、複線化は H21 にほぼ解消済み。植生は特に変化なし。	誘導ロープ設置により、複線化は H21 にほぼ解消済み。植生は特に変化なし。	◎	—
	M-8	4m	—	100cm	（60cm）	崩落路を迂回	—	雨水により幅員の小規模な拡大がみられる。	ロープ新設により従前の複線が主線となった。新ルートが明確になり、複線はほぼ解消。植生は特に変化なし。	ロープ設置により、複線は H21 にほぼ解消済み。植生は特に変化なし。	誘導ロープの設置により、複線化は H21 にほぼ解消済み。植生は特に変化なし。	誘導ロープ設置により、複線化は H21 にほぼ解消済み。植生は特に変化なし。	誘導ロープ設置により、複線化は H21 にほぼ解消済み。植生は特に変化なし。	◎	—
	M-9	6m	—	80cm	（60cm）	樹木を迂回	ロープ設置により植生は回復傾向。	H19 のロープ設置により複線化はほぼ解消。植生も回復傾向にある。	複線は H20 にほぼ解消済み。植生も回復傾向にある。	ロープ設置により、複線は H20 にほぼ解消済み。植生は回復傾向にある。	誘導ロープの設置により、複線化は H20 にほぼ解消済み。植生は回復傾向にある。	誘導ロープ設置により、複線化は H20 にほぼ解消済み。植生は特に変化なし。	誘導ロープ設置により、複線化は H20 にほぼ解消済み。植生は特に変化なし。	◎	△
	M-10	北：8m 南：6m	—	120cm	（110cm） （不明瞭）	主線が不明瞭	—	ロープ設置により複線は解消傾向にある。植生は変化なし。	ロープ設置により複線はほぼ解消。植生は特に変化なし。	ロープ設置により、複線は H21 にほぼ解消。植生は特に変化なし。	誘導ロープの設置により、複線化は H21 にほぼ解消済み。植生は特に変化なし。	誘導ロープ設置により、複線化は H21 にほぼ解消済み。植生は特に変化なし。	誘導ロープ設置により、複線化は H21 にほぼ解消済み。植生は特に変化なし。	◎	—
	M-11	10m	—	80cm	（100cm）	沢部の崩落	—	新ルートが明確になったため、複線はほぼ解消。	新ルートが明確になったため、H20 に複線はほぼ解消済み。植生は特に変化なし。	新ルートが明確になったため、H20 に複線はほぼ解消済み。植生は特に変化なし。	新ルートが明確になったため、複線化は H20 にほぼ解消済み。植生は特に変化なし。	新ルートが明確になったため、複線化は H20 にほぼ解消済み。植生は特に変化なし。	新ルートが明確になったため、複線化は H20 にほぼ解消済み。植生は特に変化なし。	◎	—
	M-12	21m	—	90cm	（130cm） （不明瞭）	主線が不明瞭	—	ロープ・倒木の設置により複線はほぼ解消。植生は変化なし。	ロープ・倒木の設置により H20 に複線はほぼ解消済み。植生は特に変化なし。	ロープ・倒木の設置により H20 に複線はほぼ解消済み。植生は特に変化なし。	誘導ロープ・倒木の設置により、複線化は H20 にほぼ解消済み。植生は特に変化なし。	誘導ロープ・倒木の設置により、複線化は H20 にほぼ解消済み。植生は特に変化なし。	誘導ロープ・倒木の設置により、複線化は H20 にほぼ解消済み。植生は特に変化なし。	◎	—
	M-13	10m	—	80cm	（50cm）	洗掘箇所を迂回	—	洗掘箇所への木材による補強整備、ロープの設置が行われた。	H20 のロープの設置及び洗掘箇所への補強整備により、複線・植生とも回復傾向にある。	ロープの設置及び洗掘箇所への補強整備により、複線はほぼ解消。植生も回復傾向にある。	H20 の誘導ロープの設置および洗掘箇所の木階段の整備により、複線化はほぼ解消済み。植生は回復傾向にある。	誘導ロープ設置及び洗掘箇所の木階段の整備により、複線化は H20 にほぼ解消済み。植生は回復傾向にある。	誘導ロープ設置及び洗掘箇所の木階段の整備により、複線化は H20 にほぼ解消済み。植生は回復傾向にある。	◎	○
	M-14	18m	—	80cm	（100cm） （180cm）	水路となった本線を迂回	—	ロープを設置。植生等には特に変化なし。	H20 のロープの設置により、複線は解消傾向にある。植生は特に変化なし。	ロープの設置により、複線は解消傾向にある。植生は特に変化なし。	H20 の誘導ロープの設置により、複線化はほぼ解消済み。植生は特に変化なし。	誘導ロープ設置により、複線化は H20 にほぼ解消済み。植生は特に変化なし。	誘導ロープ設置により、複線化は H20 にほぼ解消済み。植生は特に変化なし。	◎	△
	M-15	10m	—	80cm	60cm	ガレ場を迂回	—	複線はほぼ解消。植生には特に変化なし。	複線は H20 にほぼ解消済み。植生は特に変化なし。	複線は H20 にほぼ解消済み。植生は特に変化なし。	複線化は H20 にほぼ解消済み。植生は特に変化なし。	複線化は H20 にほぼ解消済み。植生は特に変化なし。	複線に踏跡がみられた。再複線化しつつあるおそれがある。植生は特に変化なし。	×	—
	M-16	13m	—	70cm	（不明瞭）	樹木及び軽度の洗掘箇所を迂回	—	ロープ、倒木の設置により複線はほぼ解消。植生には特に変化なし。	複線は H20 にほぼ解消済み。植生は特に変化なし。	複線は H20 にほぼ解消済み。植生は特に変化なし。	誘導ロープ・枯枝の設置により、複線化は H20 にほぼ解消済み。植生は特に変化なし。	誘導ロープ・枯枝の設置により、複線化は H20 にほぼ解消済み。植生は特に変化なし。	誘導ロープ・枯枝の設置により、複線化は H20 にほぼ解消済み。植生は特に変化なし。	◎	△
	M-17	東：33m 西：15m	—	東：100cm 西：160cm	東：（不明瞭） 西：50cm	東：洗掘箇所を迂回 西：樹木及び軽度の洗掘箇所を迂回	—	—	複線は解消傾向にある。植生は特に変化なし。	複線は解消傾向にある。植生は特に変化なし。	東側の複線化は解消傾向にある。西側の複線化は解消していない。植生は特に変化なし。	東側の複線化は H23 の誘導ロープの設置により、ほぼ解消済み。西側の複線化は特に変化なし。植生は特に変化なし。	東側の複線化は H23 の誘導ロープの設置により、ほぼ解消済み。西側の複線化は特に変化なし。植生は特に変化なし。	東：◎ 西：△	△
	M-18	28m	—	110cm	100cm	樹木及び軽度の洗掘箇所を迂回	—	複線は解消傾向にある。植生には特に変化なし。	複線は解消傾向にある。植生は特に変化なし。	複線は解消傾向にある。植生は回復傾向にある。	複線化は解消していない。植生（コケ類）は回復傾向にある。	複線化は特に変化なし。植生（コケ類）は回復傾向にある。	複線化は特に変化なし。植生（コケ類）は回復傾向にある。	△	○
	M-19	30m	—	110cm	（100cm）	ショートカット、水路となった主線を迂回	ロープ設置により植生は回復傾向。	H19 のロープ設置により、複線はほぼ解消。植生も回復傾向にある。	ロープ設置により H20 に複線はほぼ解消済み。植生も回復傾向にある。	ロープ設置により H20 に複線はほぼ解消済み。植生も回復傾向にある。	誘導ロープの設置により、複線化は H20 にほぼ解消済み。植生は回復傾向にある。	誘導ロープ設置により、複線化は H20 にほぼ解消済み。植生は回復傾向にある。	誘導ロープ設置により、複線化は H20 にほぼ解消済み。植生は回復傾向にある。	◎	○
	M-20	27m	—	200cm	（不明瞭）	洗掘箇所を迂回	—	複線は解消傾向にある。植生には特に変化なし。	複線はほぼ解消。植生は特に変化なし。	複線は H21 にほぼ解消済み。植生は特に変化なし。	複線化は H21 にほぼ解消済み。植生は特に変化なし。	複線化は H21 にほぼ解消済み。植生は特に変化なし。	複線化は H21 にほぼ解消済み。植生は特に変化なし。	◎	—
	M-21	東：35m 西： 7m	—	東：260cm 西：250cm	（不明瞭）	洗掘箇所を迂回	—	複線は解消傾向にある。植生には特に変化なし。	複線はほぼ解消。植生は特に変化なし。	複線は H21 にほぼ解消済み。植生は特に変化なし。	複線化は H21 にほぼ解消済み。植生は特に変化なし。	複線化は H21 にほぼ解消済み。植生は特に変化なし。	複線化は H21 にほぼ解消済み。植生は特に変化なし。	◎	△
	M-22	12m	—	190cm	（50cm）	洗掘箇所を迂回	—	—	複線は解消傾向にある。植生は特に変化なし。	複線はほぼ解消。植生は特に変化なし。	複線化はほぼ解消済み。植生は特に変化なし。	複線化は H22 にほぼ解消済み。植生は特に変化なし。	複線化は H22 にほぼ解消済み。植生は特に変化なし。	◎	△
	M-23	9m	—	80cm	（50cm）	樹木を迂回	—	複線は解消傾向にある。植生は特に変化なし。	複線は解消傾向にある。植生は特に変化なし。	複線は解消傾向にある。植生は特に変化なし。	枯枝等の設置により、複線化はほぼ解消済み。植生は特に変化なし。	枯枝等の設置により、複線化は H23 にほぼ解消済み。植生は特に変化なし。	枯枝等の設置により、複線化は H23 にほぼ解消済み。植生は特に変化なし。	◎	—
	M-24	13m	—	150cm	（80cm）x1 （100cm）x2	主線が不明瞭	—	ロープ、倒木の設置により、複線は解消傾向にある。植生は特に変化なし。	ロープ・倒木の設置により複線はほぼ解消。植生は特に変化なし。	ロープ・倒木の設置により H21 に複線はほぼ解消。植生は特に変化なし。	誘導ロープ・倒木の設置により、複線化は H21 にほぼ解消済み。植生は特に変化なし。	誘導ロープ・倒木の設置により、複線化は H21 にほぼ解消済み。植生は特に変化なし。	誘導ロープ・倒木の設置により、複線化は H21 にほぼ解消済み。植生は特に変化なし。	◎	—
	M-25	50m	—	100cm	（100cm）	主線が不明瞭、ショートカット	ロープ設置により植生は回復傾向。	複線はほぼ解消。植生も回復傾向にある。	ロープ設置により H20 に複線はほぼ解消済み。植生も回復傾向にある。	ロープ設置により H20 に複線はほぼ解消済み。植生も回復傾向にある。	誘導ロープの設置により、複線化は H20 にほぼ解消済み。植生（ミヤコザサ）は回復傾向にある。	誘導ロープ設置により、複線化は H20 にほぼ解消済み。植生（ミヤコザサ）は回復傾向にある。	誘導ロープ設置により、複線化は H20 にほぼ解消済み。植生（ミヤコザサ）は回復傾向にある。	◎	○
	M-26	東：24m 西：16m	—	100cm	50cm	洗掘箇所を迂回	—	—	倒木の設置により、複線及び植生は回復傾向にある。	倒木の設置により、複線は解消傾向にある。植生も回復傾向にある。	東側では新たな複線が出現した。西側の複線化は倒木の設置により、解消傾向にある。植生（ミヤコザサ）は回復傾向にある。	東側の複線化は特に変化なし。西側の複線化は倒木の設置により、解消傾向にある。植生（ミヤコザサ）は回復傾向にある。	東側の複線化は特に変化なし。西側の複線化は倒木の設置により、解消傾向にある。植生（ミヤコザサ）は回復傾向にある。	東：△ 西：○	○
	M-27	北：6m 中：5m 南：6m	—	100cm	50cm	樹木及び軽度の洗掘箇所を迂回	—	植生の回復により副線幅員は縮小。雨水による主線幅員の若干の拡大がみられる。	複線及び植生は回復傾向にある。	複線は解消傾向にある。植生も回復傾向にある。	３つの複線化のうち、１つの複線化は解消傾向にある。残りの２つの複線化は解消していない。植生（ミヤコザサ）は回復傾向にある。	中央部の複線化はほぼ解消。残りの２つの複線化は特に変化なし。植生（ミヤコザサ）は回復傾向にある。	中央部の複線化はほぼ解消。残りの２つの複線化は特に変化なし。植生（ミヤコザサ）は回復傾向にある。	北：△ 中：◎ 南：△	○
	M-28	9m	—	70cm	60cm	軽度の洗掘箇所を迂回	—	—	—	複線は特に変化なし。モノレール設置により一部植生の衰退がみられた。	複線化は特に変化なし。植生（コケ類）は衰退傾向にある。	複線化、植生（コケ類）ともに特に変化なし。	複線化、植生（コケ類）ともに特に変化なし。	△	△
	M-29	6m	—	70cm	60cm	明確な理由不明	—	—	複線及び植生は回復傾向にある。	複線は解消傾向にある。植生も回復傾向にある。	複線化は解消傾向にある。植生は特に変化なし。	—	—	△	△
	M-30	21m	—	60cm	90cm	根上がり・滞水箇所を迂回						複線化、植生ともに特に変化なし。複線が主線化しつつある。	複線化、植生ともに特に変化なし。複線が主線化しつつある。	△	△
洗掘箇所	S-1	20m	100cm	130cm	—	雨水の流路	—	—	—	雨水により歩道側面に若干の崩れがみられる。	—	—	—	△	
	S-2	15m	70cm	190cm	—	雨水の流路	—	—	雨水により洗掘の進行がみられる。	—	—	—	—	△	
	S-3	3m	90cm	150cm	—	雨水の流路	—	—	雨水により若干の洗掘の進行がみられる。	—	—	—	—	△	
	S-4	8m	90cm	80cm	—	雨水の流路	—	洗掘箇所への木材による補強整備、ロープの設置が行われた。	—	—	—	木階段（２段）が流出し、別位置にて据付けられていた。	石（φ800 程度）の移動がみられた。	×	
	S-5	10m	40cm	100cm	—	雨水の流路	—	—	—	—	—	—	—	△	
	S-6	50m	50cm	200cm	—	雨水の流路	—	—	—	—	—	—	—	△	
	S-7	68m	40cm	250cm	—	雨水の流路	—	—	雨水により若干の洗掘の進行がみられる。	—	雨水の流下により、洗掘の進行および石礫の堆積がみられた。	雨水の流下により、若干の洗掘の進行がみられた。	若干の浸食がみられた。	×	
	S-8	96m	90cm	190cm	—	雨水の流路	—	夏の台風によるとみられる路面の崩れ、洗掘の進行がみられる。	雨水により洗掘の進行（特に歩道側面の崩れ）がみられる。	—	雨水の流下により、洗掘の進行や、段差が生じている箇所などにおいて、局所的な洗掘がみられた。	雨水の流下により、若干の洗掘の進行がみられた。	特に変化なし。	△	
	S-9	9m	40cm	100cm	—	雨水の流路	—	—	—	—	—	—	—	△	
	S-10	6.5m	100cm	130cm	—	雨水の流路						—	—	△	

注１）幅員については、各地点で計測した横断面の有効幅員。（　　）表記は、複線化がほぼ解消した箇所の幅員を表す。
注２）複線・洗掘の解消状況 … ◎：ほぼ解消、○：解消傾向、△：変化なし又は解消していない、×：新規・再複線化（洗掘化）傾向。（表中□の表示は複線化がほぼ解消した状況を、□の表示は複線化・洗掘が悪化した状況示す。）
植生の回復状況 … ○：回復傾向、△：変化なし、×：衰退傾向、—：変化なし（周辺植生が貧弱であり回復の見込みは薄い）

歩道状況調査 写真記録

地点		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
M-1	(1)								
	(2)								
M-2, S-2	(1)								
	(2)								
M-3, S-3	(1)								
	(2)								
M-4	(1)								

地点		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
M-4	(2)								
M-5	(1)								
	(2)								
M-6	(1)								
	(2)								
M-7	(1)								
	(2)								

地点		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
M-8	(1)								
	(2)								
M-9	(1)								
	(2)								
M-10	(1)								
	(2)								
M-11	(1)						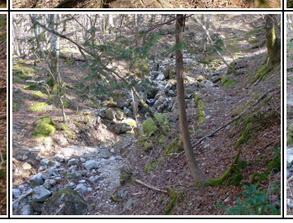		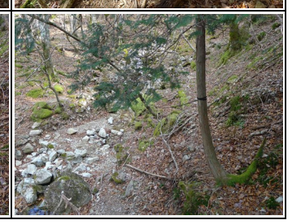

地点		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
M-11	(2)								
M-12	(1)								
	(2)								
M-13, S-4	(1)								
	(2)								
M-14	(1)								
	(2)								

地点		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
M-15	(1)								
	(2)								
M-16	(1)								
	(2)								
M-17	(1)								
	(2)								
M-18	(1)			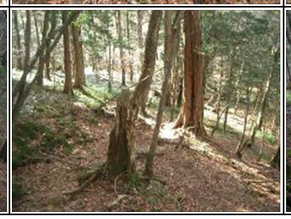					

地点		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
M-18	(2)								
M-19	(1)								
	(2)								
M-20, S-6	(1)								
	(2)								
M-21, S-7	(1)								
	(2)								

歩道状況調査 写真記録

地点		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
M-22, S-8	(1)								
	(2)								
M-23	(1)								
	(2)								
M-24	(1)								
	(2)								
M-25	(1)								

地点		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
M-25	(2)								
M-26, S-9	(1)								
	(2)								
M-27	(1)						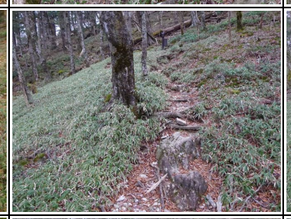		
	(2)								
M-28	(1)								
	(2)								

地点		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
M-29	(1)								
	(2)								
M-30	(1)								
	(2)							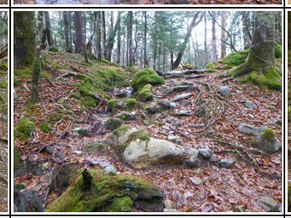	
S-1	(1)								
	(2)								
S-10	(1)								
	(2)								

（２）洗掘詳細調査〔H23-25〕

平成 23 年度から、依然として解消傾向がみられない洗掘箇所について、洗掘詳細調査を実施した。平成 25 年度は、その中で特に歩道の荒廃が懸念された赤い吊橋～中ノ谷木橋の区間の２箇所（Ｓ－７～８）について、「洗掘詳細調査」を継続実施した。

① 調査概要

ａ）調査日時

今年度調査：平成 25 年 11 月 27 日(水)

（基準調査：平成 23 年 8 月 31 日(水)）

ｂ）調査対象箇所

調査を実施した箇所は、過年度調査より抽出されている洗掘箇所の 10 箇所のうち、特に荒廃が懸念されたＳ－７～８の２箇所とした。

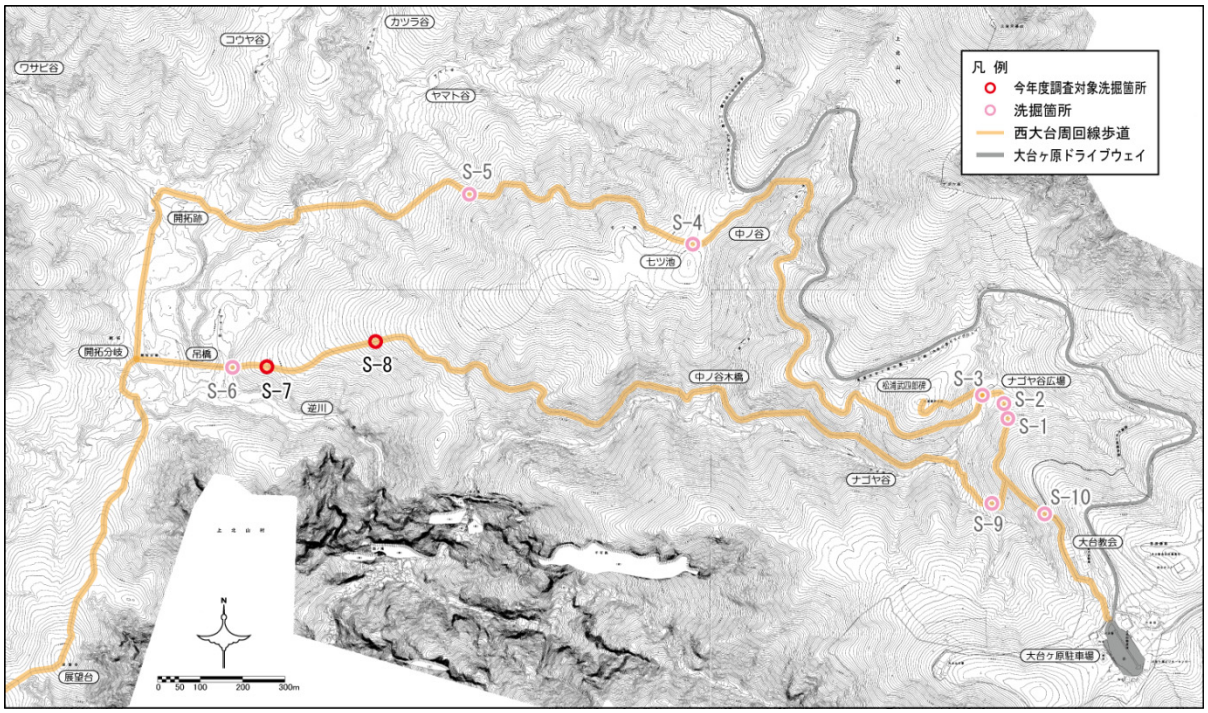

図 21：洗掘詳細調査対象位置図

ｃ）調査方法

洗掘箇所（Ｓ－７～８）において、下記の方法により詳細調査を行い、昨年度との比較を行い、歩道面の土壌浸食量及び堆積量を計測した。(図 22 参照)

ａ）歩道の両脇にアングルを設置（不動点とする）し、水準器を用いて水糸（テグス等）を水平に張る。

ｂ）張った水糸に沿って、水平方向に 10cm 間隔で水糸から歩道面までの鉛直距離(V1～Vn+1)を mm 単位で測定する（その際、巻尺の先端におもりを結束し、確実に鉛直方向になるようにする）。

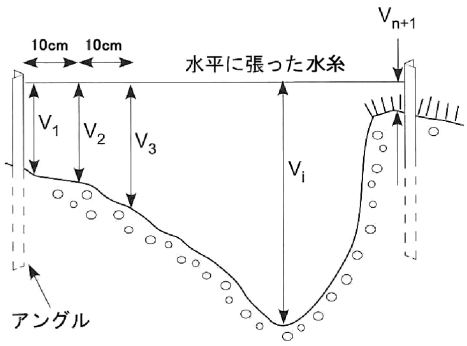

図 22：歩道の浸食量(堆積量)の推定方法

② 調査結果

今年度は、特に荒廃が懸念された洗掘箇所を対象に、洗掘細調査を実施した。今年度の調査については、平成 23 年 8 月 31 日に実施した調査を基準として、その変化量を計測した。

なお、基準調査と今年度調査との調査スパンは、819 日間（H24 年度調査：451 日間）であった。調査結果の概要を下記に示す。

■ 結果概要

- 今回の２つの調査地点は、いずれも浮石が多いガレ場であり、雨水の流下や人の利用等による石の移動はある程度想定される（図 23 中での 10 数 cm の侵食・堆積）。経年的な変化をみると、全体的には、歩道の浸食が若干進んでいる状況と考えられた。
- 特に、Ｓ－7 については、平成 23 年度の調査期間中に、調査地点付近の樹木が倒れ（写真 1 参照）、浸食量が増加していたが（図 23 中、Ｓ－７の左側の水色の部分）、今年度の調査でも、全体としては若干の浸食の進行がみられた。
- Ｓ－８の付近については、歩道中央部の浸食が顕著となり、歩道（洗掘部）脇において土砂の堆積が見られた。（写真 2、図 23 参照）

写真 1：調査地点（S-7）付近の倒木

写真 2：調査地点（S-8）付近の状況

表 15：洗掘詳細調査結果概要（平成 25 年度）

調査箇所	基準調査日	比較調査日	浸食量（㎡）	堆積量（㎡）	変化量（㎡）
S-7	2011.08.31	2013.11.27	0.26	0.11	-0.15
S-8	2011.08.31	2013.11.27	0.17	0.15	-0.02
平均			0.22	0.13	-0.09

参考：洗掘詳細調査結果概要（平成 24 年度）

調査箇所	基準調査日	比較調査日	浸食量（㎡）	堆積量（㎡）	変化量（㎡）
S-7	2011.08.31	2012.11.24	0.31	0.06	-0.25
S-8	2011.08.31	2012.11.24	0.18	0.06	-0.12
平均			0.25	0.06	-0.19

参考：洗掘詳細調査結果概要（平成 23 年度）

調査箇所	基準調査日	比較調査日	浸食量（m²）	堆積量（m²）	変化量（m²）
S-7	2011.08.31	2011.11.16	0.12	0.17	0.05
S-8	2011.08.31	2011.11.16	0.12	0.04	-0.08
平均			0.12	0.11	-0.02

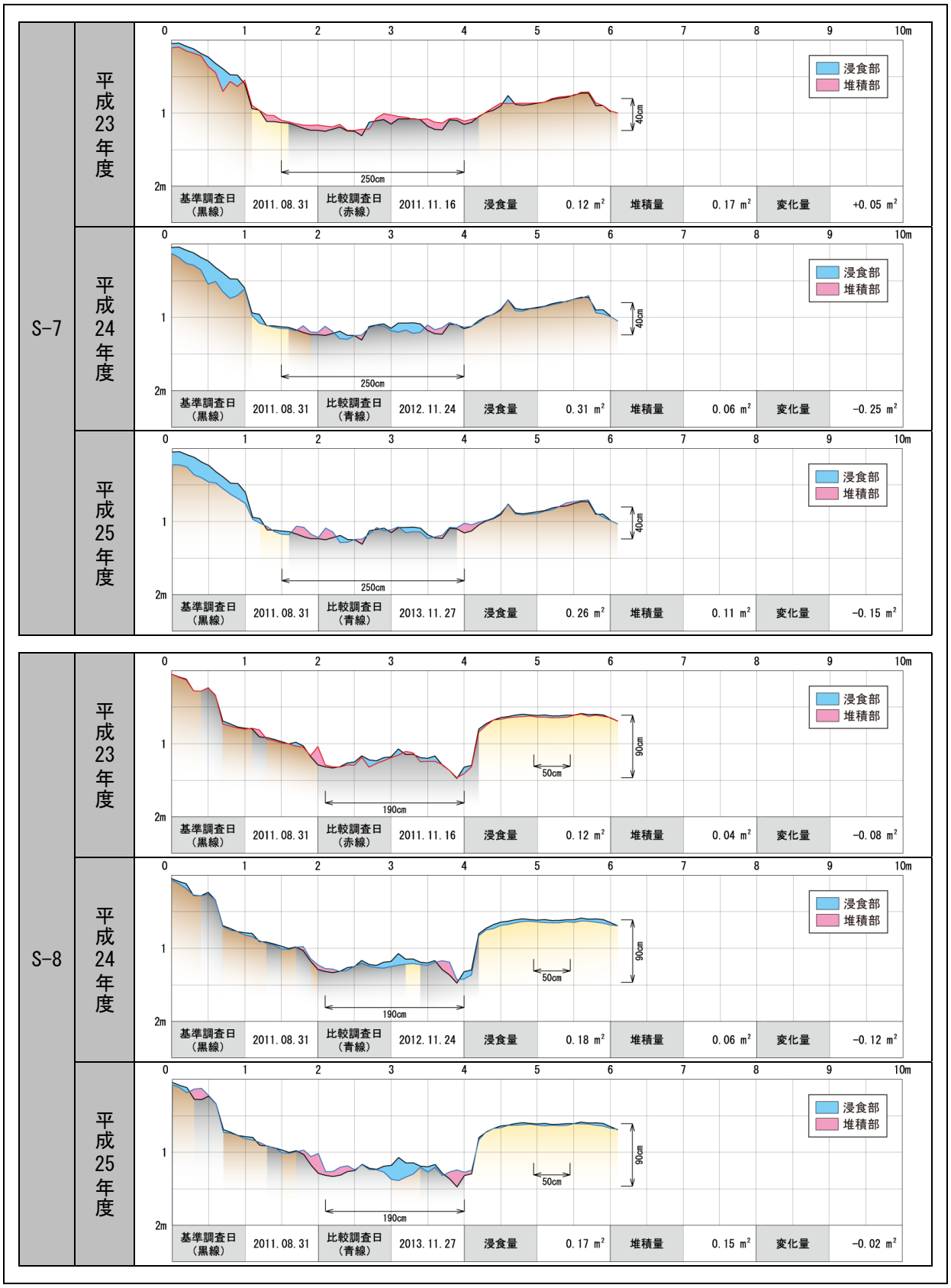

図 23：平成 23 年度の結果との比較

※ 地表面種別 ･･･ ：土、 ：砂礫、 ：石

２．より質の高い自然体験学習の提供

２－１．ガイド制度に係る検討

（１）ガイドに係る事例収集及び大台ヶ原におけるガイド制度の在り方検討〔H18〕

大台ヶ原におけるガイド制度の確立に向けて、全国のガイド制度の事例を収集し、大台ヶ原における制度の在り方を検討した。

① ガイド事例

ａ）制度の事例

資格認定型制度	・ 北海道アウトドアガイド資格制度（北海道総合企画部地域振興課／ＮＰＯ法人北海道アウトドア協会） ・ 福島県ツーリズムガイド認定制度 ・ 東京都(小笠原)自然ガイド養成認定制度（東京都環境局自然環境部） ・ 藤里町認定ガイド養成事業（藤里町企画振興課） ・ 乗鞍山麓五色ヶ原におけるガイド制度（高山市丹生川支所産業振興課）
資格登録型制度	・ 屋久島ガイド登録・認定制度（屋久島地区エコツーリズム推進協議会） ・ 白馬マイスター制度（白馬村観光局）

ｂ）ガイディング事例

登山等の山岳利用	・ 大台ヶ原：大杉谷自然学校 ・ 富士山：富士山登山学校ごうりき ・ 屋久島：屋久島地区エコツーリズム推進協議会 ・ 戸隠：戸隠登山ガイド組合 ・ 国内各地：個人の山岳ガイド
自然解説主体	・ 尾瀬：尾瀬山の鼻ビジターセンター、尾瀬沼ビジターセンター ・ 青木ヶ原樹海：富士河口湖町 ・ 白神山地：青森県鯵ヶ沢町 ・ 嬬恋村：嬬恋村インタープリター会 ・ 菅平高原：NPO 法人やまぼうし自然学校

② 大台ヶ原におけるガイド推奨の仕組み

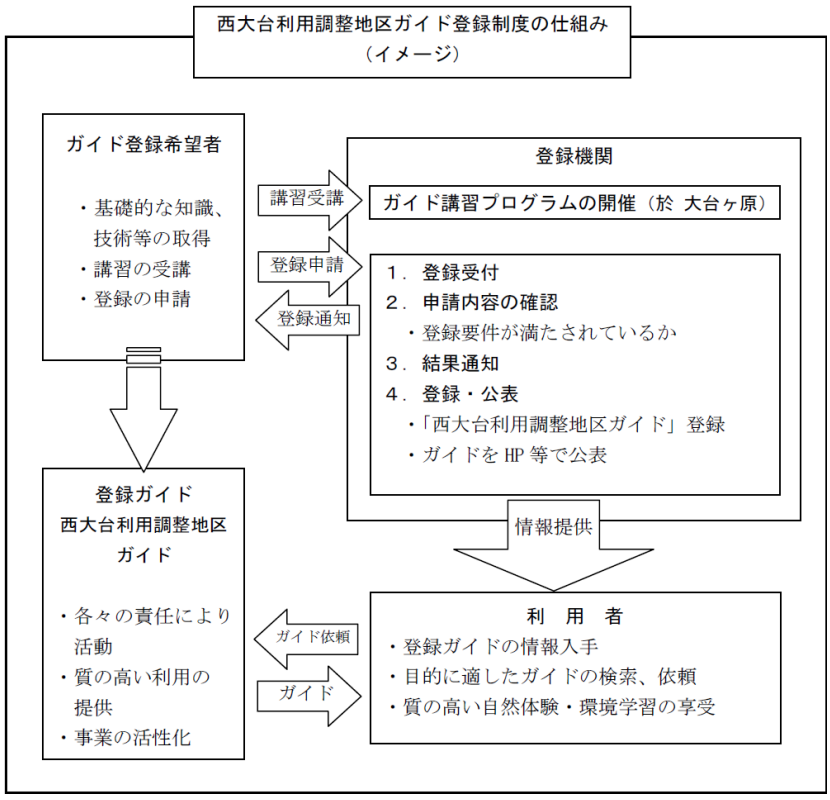

図 24：西大台利用調整地区におけるガイド登録制度のイメージ

（２）ガイド講習プログラムの事例収集及び大台ヶ原におけるガイド制度の進め方〔H19〕

① ガイド講習プログラム事例

表 16：ガイド講習プログラムの実施事例一覧

事 例	特 徴
山岳ガイド認定制度 (里山ガイド、登山･山地ガイド、山岳ガイド)	・ 気象、読図や積雪期のガイディング等実践的な項目を提示 ・ 安全管理に関する項目を重視
森林インストラクター資格試験	・ 山村、農林業に関する項目を提示 ・ 実技試験ではインストラクターとしての模擬演技を課す
NACS-J 自然観察指導員	・ 自然保護の考え方等について講義 ・ 受講修了者を対象とした研修会も実施
日本野鳥の会レンジャー養成講座	・ 自然解説編と自然調査編の２部構成 ・ プログラムの実演発表等実践的なカリキュラムを学ぶ
自然学校指導者養成講座	・ 各自然学校での現場実習がある ・ 自然学校運営の基礎も学ぶ
エコツアーガイド養成講習会	・ エコツアーに要する知識・技術から、エコツーリズムの理念や資源管理手法について学ぶ
北海道アウトドアガイド資格制度	・ 自然解説だけでなく、プログラムの企画立案、コミュニケーション技術等を課す
福島県ツーリズムガイド養成研修制度	・ 全体研修会、地域別研修等３段階の研修 ・「福島学」や「裏磐梯学」等地域の特性への理解を深める研修内容になっている
丹沢エコツーリズム担い手育成講座	・ エコツアー体験、ツアー登山体験やモニターツアーの実施等野外での研修を提供 ・ 暮らしの歴史と里山文化等の講座を提供
青木ヶ原樹海・富士河口湖町 公認ネイチャーガイド養成講座	・ 室内講義と野外実習の割合が半々程度 ・ 受講後も研修を実施

② 大台ヶ原におけるガイド制度の進め方

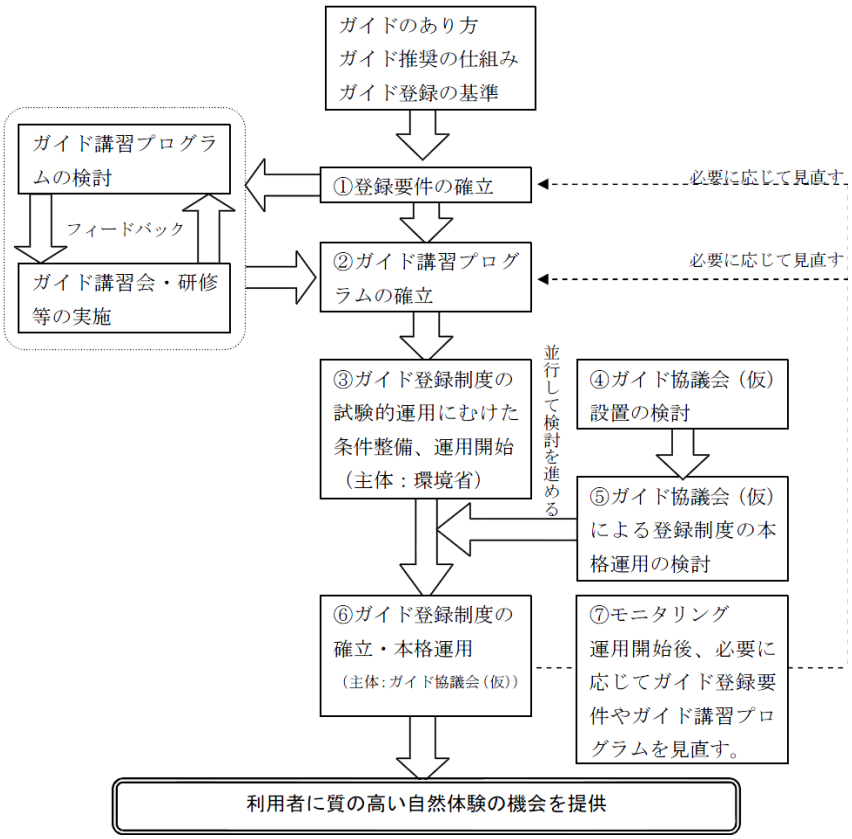

図 25：ガイド制度の進め方（イメージ）

（3）大台ヶ原ガイド実態調査〔H20-21〕

① 対象団体

表 17：ガイド等団体の基礎情報

団体名		A	B	C	D	E
設立年		平成 20 年	平成 18 年	平成 12 年	平成 14 年	平成 13 年
組織形態		任意団体	任意団体	任意団体	特例民法法人	NPO 法人
活動目的		大台ヶ原、大峰山脈のトレッキングガイド	山岳・観光ガイド山道、歩道などの整備等	顧客の要望する登山コースを快適安全に案内する	都市の人々と水源地を結ぶ活動組織として川上村内にとどまらない地域と人々の公共利益に寄与する	自然体験型環境教育
活動内容	ガイド	○	○	○	○	○
	主催プログラムの実施	—	—	—	○	○
	指導者養成事業	—	—	○	—	○
	施設運営	—	—	—	○	—
	講師派遣	—	—	○	○	○
	コンサルティング	—	—	○	—	—
ガイド活動のウェート		ガイドに特化（80%以上）	ガイドに特化（80%以上）	ガイドに特化（80%以上）	ガイドも実施（20～80%）	ガイドも実施（20～80%）
ガイドの人数		8 人	9 人	10 人	5 人	3 人
ガイドの活動期間		4～11 月	通年	通年	通年	通年
主なフィールド		大台ヶ原 大峰山系	大台ヶ原 大峰山系	大峰 大台ヶ原	「水源地の森」 川上村内各所 吉野川（紀ノ川）流域各市町村	台高山系 大台町 熊野古道

② 大台ヶ原におけるガイド実施状況

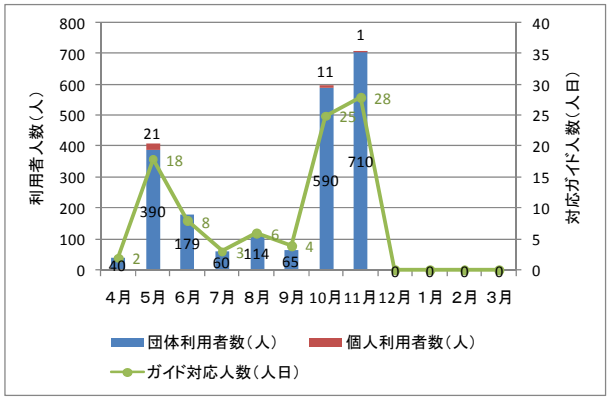

図 26：東大台地区におけるガイドの実施状況(H20)

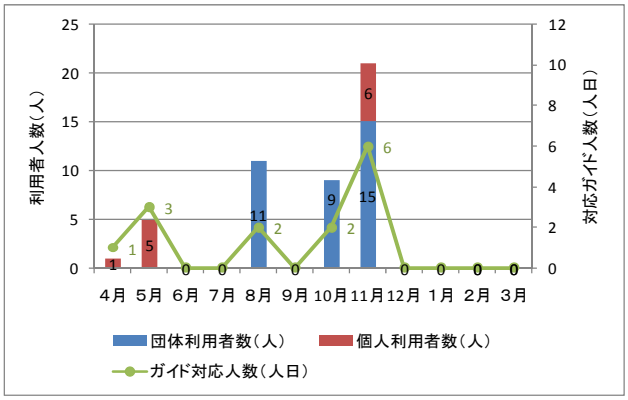

図 27：西大台地区におけるガイドの実施状況(H20)

③ ガイド制度への意向

表 18：各ガイド団体のガイド制度への意向（平成 21 年度）

- 大台ヶ原においてガイドを行う団体をとりまとめるような調整機関があり、各ガイド団体にガイド利用の希望者をバランスよく紹介するような制度の設置が望ましい。
- 全国でガイドの検定や講習が実施されているので、大台ヶ原においても、地域独自のガイドの育成等を目的としたテキストの作成等が望ましい。
- 現在は、各ガイドが大台ヶ原の固有の自然、文化、歴史に関する資料を各自で収集・整理して自然解説を行っているが、さらなるガイド内容の充実のためには、自然、文化、歴史等の知見に加えて自然再生等地域独自の取組をまとめたガイド用テキストの作成が望ましい。

（４）WG の開催によるガイド制度に係る検討〔H18-21〕

① WG の開催概要

大台ヶ原におけるガイド制度等に関して検討を行うため、下記のとおり、WG を開催した。

表 19：WG の開催概要

年度	回	概　要
H18	第１回	日　時：平成 18 年 12 月 18 日(月) 13:30～16:00 場　所：春日野荘 天平の間 出席者：委員等(6 名)、関係行政機関(5 名)、事務局(7 名) 議　題：①大台ヶ原におけるガイドのあり方について
	第２回	日　時：平成 19 年 2 月 16 日(金) 13:30～16:00 場　所：春日野荘 こまどりの間 出席者：委員等(8 名)、関係行政機関(5 名)、事務局(8 名) 議　題：①大台ヶ原におけるガイドのあり方について ②大台ヶ原におけるガイド推奨の仕組みについて
H19	第１回	日　時：平成 20 年 2 月 28 日(金) 10:00～12:00 場　所：奈良県文化会館 出席者：委員等(6 名)、関係行政機関(4 名)、事務局(5 名) 議　題：①事例紹介 ②大台ヶ原におけるガイドのあり方について
H20	第１回	日　時：平成 20 年 11 月 9 日(日) 14:00～17:00 場　所：近畿地方環境事務所 大会議室 出席者：委員等(4 名)、関係行政機関(0 名)、講師(1 名)、事務局(8 名) 議　題：①事例紹介(五色ヶ原ガイドツアー、上北山村エコツアー、AR 観察会) ②大台ヶ原におけるガイドのあり方について
H21	第１回	日　時：平成 21 年 9 月 11 日(金) 10:00～12:00 場　所：春日野荘 すずらんの間 出席者：委員等(7 名)、関係行政機関(3 名)、事務局(6 名) 議　題：①大台ヶ原におけるガイドの現状と課題 ②ガイド要件の再整理 ③ガイド育成のあり方 ④ガイド運用の仕組み検討

注１）平成 21 年度の WG は３回の開催を予定していたが、第１回の議論を踏まえて、第２回以降はガイドテキストの内容について検討を行うことになった。

② ガイド制度検討の経緯の整理

表 20：これまでのＷＧでの合意事項

１）大台ヶ原におけるガイド制度の目標

大台ヶ原において、ガイドの育成・資質向上等を図ることにより、ガイドツアー等の自然体験プログラムの充実を図り、利用者に十分な情報と、安全かつ質の高い自然体験・環境学習を提供することを目標とする。

＜目標達成に向けた基本的考え方＞

① 大台ヶ原自然再生推進計画及び西大台地区利用適正化計画の実現に寄与すること
② 大台ヶ原におけるガイド推奨の仕組み※を確立すること
③ 当面は、西大台利用調整地区におけるガイド制度を確立すること
④ 多様な利用者のニーズに応えるよう、ガイドの育成・資質向上を図ること
⑤ 大台ヶ原の自然環境が保全されるとともに、地域が活性化することにより、持続的な利用を図ること
⑥ 大台ヶ原における取り組みが、大峯など周辺地域における新たな施策展開の契機となること

※「ガイド推奨の仕組み」とは、ガイドの登録制度、認定制度、ガイドの育成、ガイド付き立ち入りの推奨等を含むものとする。
将来的には、大台ヶ原を含む周辺地域における「認定制度」の確立が望ましいが、大台ヶ原の現状から、当面、西大台利用調整地区における「登録制度」により始めることとする。

２）大台ヶ原におけるガイドに求められる資質

大台ヶ原におけるガイドに求められる資質としては、下記の諸点を有するものとした。

① 自然環境及び安全管理等に関する知識・技術を有するもの
② 大台ヶ原固有の自然、文化及び歴史に関する知見を有するもの
③ 大台ヶ原における自然再生の取り組みに関する知識を有するもの
④ 保有する知識等をわかりやすく利用者に伝え、自然を保護する心を育てることができるもの
⑤ 利用者の安全性を確保することができるもの
⑥ 参加者の満足度に気を配る基本的な「もてなし」の心、ガイドとしての思慮深さや責任感などを有するもの

③ ガイド制度に係る検討の主要な視点

表 21：ガイド制度に係る検討の主要な視点

１）ガイド要件等の再整理

・ 全国では本格的な山岳登山案内から自然観察会まで幅広い「ガイド活動」が展開されている現状を踏まえ、西大台におけるガイドの要件を、「自然解説」を行う「インタープリター」とすること。
・ 西大台におけるガイドとして求められる資質を確保するための取組について、実現可能な手法を明確にすること。

２）ガイドの育成

・ １）の資質を満たすガイドの育成を目的としたガイド講習プログラムやガイド用テキストなどの内容について検討すること。

３）ガイド運用の仕組み検討

・ 地域の活性化につながるよう、ガイドに対して適正な対価が支払われるような仕組みづくりを検討すること。
・ 質の高い利用を促進するための手法の一つとして、西大台において実現可能なガイド制度を検討すること。
・ 来訪者のガイド需要に応えるガイド運用の仕組みを検討すること。

④ ガイド等に係る課題の整理

表 22：ガイド等に係る課題の整理

１）大台ヶ原におけるガイドに求められる資質の確保

- 自然環境及び安全管理等に関する知識・技術を有するものが求められているが、大台ヶ原等でガイドを行う５団体に所属するガイドは、大半は救急等の講習受講をしているものの、他の項目の受講者数が少ない。
- 大台ヶ原等でガイドを行う５団体の中には、大台ヶ原における固有の自然、文化、歴史、自然再生の取組など、ガイド内容の充実を目的とするガイド講習プログラムの開講を期待する意見も見られた。

２）大台ヶ原で活動するガイドの意向への対応

- 登録制によるガイド制度については、制度の内容次第で参加するものも含めると、大台ヶ原等でガイドを行う５団体のうち４団体が参加への意向を示している。
- 大台ヶ原等でガイドを行う５団体では人材の不足がこれからの課題の一つになると思われるため、ガイド育成への取組が重要であるといえる。
- 自治体等によるガイド資格制度の先進事例では、受験者数の減少や資格更新率の低迷、認定基準に係る協議の難航等、さまざまな課題を抱えており、これらを参考としながら、大台ヶ原で活動するガイドの意向へ対応していくことが求められている。

３）来訪者のガイド需要への対応

- 来訪者アンケートから大台ヶ原におけるガイドの需要はあるものの、ガイド利用希望者が、ガイドに関する情報を入手したり、ガイド利用を申し込むことができる総合的な窓口が整備されていないといえる。
- 関西山岳ガイド協会では、利用者が集中した場合に応援を頼むなどガイド間での連携体制をとっているが、大台ヶ原において、ガイド利用の希望者の集中が予想される場合（紅葉シーズン等）でも、ガイド需要に対して対応できる仕組みが確立していないといえる。

（５）ガイド技術の向上検討〔H21-22〕

西大台において自然観察等を行うガイドを育成するためのテキストの作成について WG を２回開催して検討し、平成 21 年度、「西大台ガイドのためのテキスト」の骨子案を作成した。

平成 22 年度は、それに引き続き、西大台利用調整地区の利用者の安全確保と自然・歴史等に関するインタープリテーションの能力を有するガイドを育成し、西大台利用調整地区における質の高い利用の推進に寄与することを目的として、「西大台ガイドのためのテキスト」を作成した。テキスト(案)の作成にあたっては、大台ヶ原自然再生推進計画評価委員会の横田委員、日比委員の２名の専門家を中心に３回の編集会議と１回の現地検討会を実施し、内容を検討した。

なお、本テキストは、西大台でガイドを行う者を対象として、講習会等において使用することを想定している。

（６）西大台ガイド育成のための勉強会〔H23〕

西大台で効果的な自然解説などを行って行くために、大台ヶ原で活動しているガイド団体やパークボランティア等を対象として、平成 22 年度に作成したガイドテキストを用いて、自然解説の背景となる西大台の自然環境や歴史等、インタープリテーションの技法等について学ぶための勉強会を２回開催した。

① 第１回西大台ガイド育成のための勉強会

第１回は、座学として、西大台の自然資源や歩道等に関する情報交換を行うとともに、より充実したガイドにしていくために必要なこと、改善点などについて議論した。

日時：平成 23 年 11 月 12 日(土) 13:30～16:00
場所：上北山村振興センター（上北山村役場内）
目的：① 西大台で効果的な自然解説などを行っていくために、その背景となる西大台の自然環境や自然再生事業などについて学ぶ。
② 西大台の自然資源などについて、参加者同士で情報交換を行い、その内容を、「西大台ガイドのためのテキスト」に反映させる。
③ 大台ヶ原におけるガイド活動を活性化していくための課題や方策などについて意見交換を行い、今後の取組に活かす。
講師：日比 伸子氏（NPO 法人西日本自然史系博物館ネットワーク事務局）
受講者：ガイド団体（８名）、パークボランティア（８名）、他（４名）、計 20 名

② 第２回西大台ガイド育成のための勉強会

第２回は、現地において、西大台入口やナゴヤ谷、中ノ谷、七ツ池などの解説ポイントで参加者にガイド役になって解説を行ってもらい、それに対して講師の方々や他の参加者から補足説明や、ガイドを受ける側に立った質問等を行った。

日時：平成 23 年 11 月 20 日(日) 13:00～17:30
場所：西大台利用調整地区内及び大台ヶ原ビジターセンター
目的：① 西大台の自然の魅力を利用者に効果的に伝えていくためのインタープリテーションの考え方や技術について学ぶ。
講師：大武 圭介氏（ホールアース自然学校神戸六甲分校）
日比 伸子氏（NPO 法人西日本自然史系博物館ネットワーク事務局）
横田 岳人氏（龍谷大学理工学部）
受講者：ガイド団体（６名）、パークボランティア（５名）、他（３名）、計 14 名

２－２．自然体験プログラム

（１）周辺地域との協働によるエコツアーの実施〔H20-22〕

季節に応じた大台ヶ原の魅力を発信するため、大台ヶ原や大峰山系などの豊かな自然の魅力を発掘、活用した地域活性化を推進するためのツアーにおいて、ツアー行程の一部として西大台利用調整地区における自然体験プログラムの実施や、ツアー満足度等に係るアンケート調査（平成 20～22 年度）及び外部評価（平成 21 年度）を行った。なお、平成 22 年度は、上北山村主催の「心の道ウォーク」と連携して実施した。

① 実施概要

表 23：平成 20 年度エコツアー実施概要

名称	吉野熊野国立公園 大台ヶ原の郷 上北山村エコツアー ―上北山村郷めぐりと大台ヶ原(西大台)の自然体験―
目的	上北山村の集落の魅力を発掘し、大台ヶ原山上と集落を結ぶことにより、地域の活性化に根ざした試行的なエコツアーとして、マイカーから公共交通機関(バス等)への乗り換える新たな利用のあり方を提案･研究すること。
主催者等	主催：ワーク 21 上北山、上北山村、近畿地方環境事務所 後援：奈良県、上北山村商工会、奈良交通株式会社
実施日	①平成 20 年 10 月 25 日(土)～26 日(日) 1 泊 2 日 ②平成 20 年 11 月 10 日(月)～11 日(火) 1 泊 2 日
開催場所	上北山村村内（集落及び西大台利用調整地区）
参加費用	19,800 円（税込み）
参加者及び同行者	①一般参加者数：9 名、同行者：6 名 ②一般参加者数：2 名、同行者：4 名
ガイド	①１日目：福嶋氏（ワーク 21 上北山）、松島氏（上北山村建設産業課） ２日目：鎌田氏、小松氏（山岳ガイドクラブ北山いこら） ②１日目：福嶋氏（ワーク 21 上北山）、松島氏（上北山村建設産業課） ２日目：岩本氏（trek kitayama） ※同行した環境省の自然保護官およびアクティブレンジャーからも補足的な解説が行われた。

表 24：平成 21 年度エコツアー実施概要

名称	吉野熊野国立公園大台ヶ原の郷「－秋遊－上北山村」
目的	上北山村が有する大台ヶ原や大峰山系などの豊かな自然の魅力を発掘し、それを活用した地域の活性化を推進するためのツアーを試行すると共に、実施ツアーに対する外部評価を受けて、今後のツアーのあり方を検討することを目的とした。
主催者等	主催：ワーク 21 上北山、上北山村（共催） 後援：上北山村商工会、近畿地方環境事務所、奈良県、奈良交通株式会社
実施日	平成 21 年 10 月 14 日(水)～15 日(木) 1 泊 2 日 ※平成21年10月３日(土)～４日(日)に予定していたツアーは参加申込者が少なかったことから中止となった。
開催場所	上北山村地内（主として和佐又山周辺及び大台ヶ原西大台地区）
参加費用	19,800 円（税込み）
参加者及び同行者	一般参加者数は７名（夫婦２組、女性友人３人グループ１組）であった。 主催者であるワーク 21 上北山、上北山村から各１名、後援者である環境省から自然保護官２名、アクティブレンジャー１名が受け入れ側として参加した。その他にツアーの外部評価者１名、記録担当者１名が同行した。
ガイド	１日目：福嶋氏（ワーク 21 上北山）、松島氏（上北山村建設産業課） ２日目： 【日の出】福嶋氏（ワーク 21 上北山）、松島氏（上北山村建設産業課） 【西大台】小松氏（ガイドクラブ北山いこら）、石丸氏（大台ヶ原 VC） ※同行した環境省の自然保護官およびアクティブレンジャーからも補足的な解説が行われた。

表 25：平成 22 年度エコツアー実施概要

名称	日本百名山「大台ヶ原」満喫 東大台の大展望・西大台のブナの紅葉
目的	上北山村が有する大台ヶ原の豊かな自然の魅力を発掘し、それを活用した地域の活性化を推進するためのツアーに参加･同行しながら、ツアー満足度等に関するアンケート調査を行い、今後のツアーのあり方の参考とすることを目的とする。
主催者等	上北山村地域活性化イベント実行委員会（商工会青年部、ワーク 21 上北山、上北山村）
実施日	平成 22 年 10 月 21 日(木)～22 日(金) 1 泊 2 日 ※平成 21 年 10 月 3 日(土)～4 日(日)に予定していたツアーは参加申込者が少なかったことから中止となった。
開催場所	上北山村地内（東大台・西大台）
参加費用	20,000 円（税込み）
参加者及び同行者	一般参加者数：15 名（男性 10 名、女性 5 名）、同行者：2 名(1 日目)、4 名(2 日目)
ガイド	1 日目(東大台)：日比氏、稲田氏 2 日目(西大台)：日比氏、稲田氏、小松氏

② アンケート調査結果

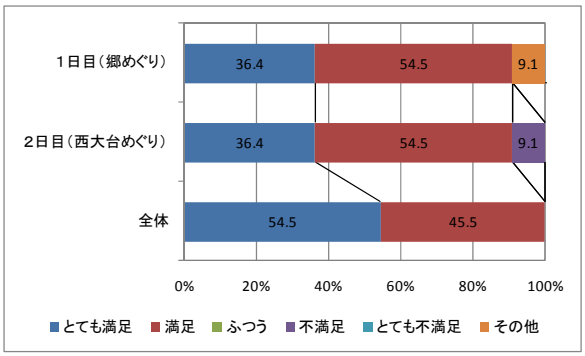

図 28：ツアーの満足度(H20)

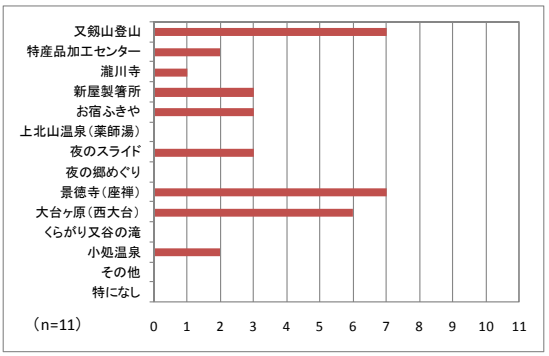

図 29：ツアーの中で良かったところ(H20)

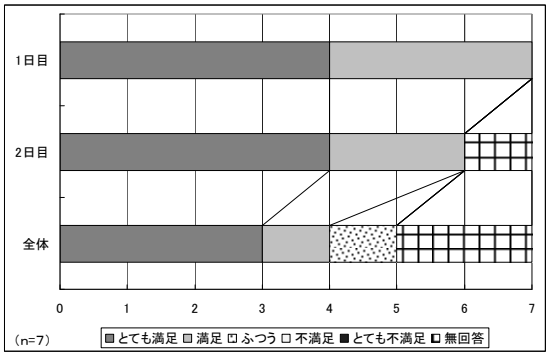

図 30：ツアーの満足度(H21)

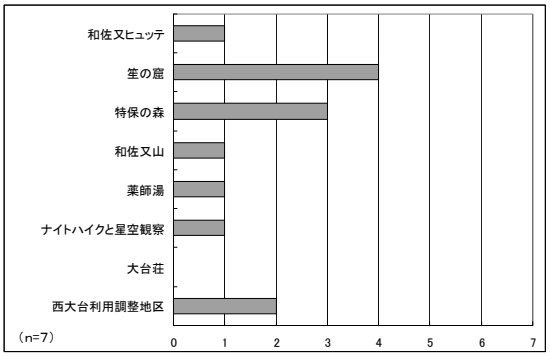

図 31：ツアーの中で良かったところ(H21)

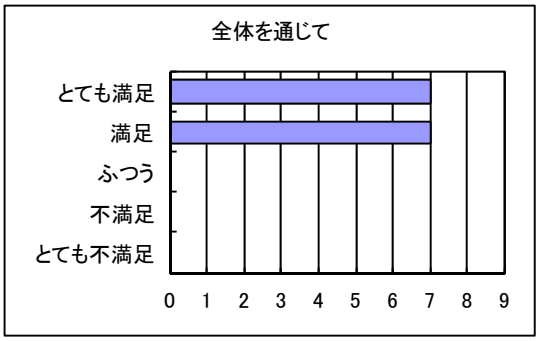

図 32：ツアーの満足度(H22, N=14)

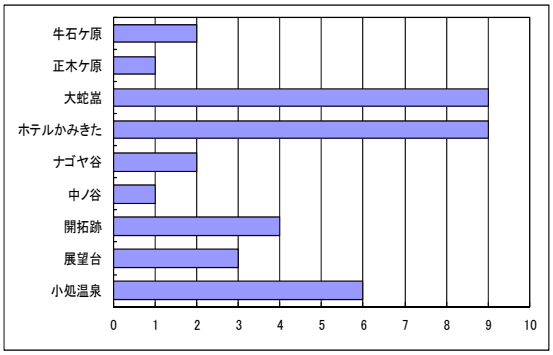

図 33：ツアーの中で良かったところ(H22, N=14)

③ 外部評価

平成 21 年度は、ツアーの実施結果に対して、外部評価を受けた。その結果を下記に示す。

ツアーの外部評価

（１）目的と方法

大台ヶ原の自然を活用したツアーの質をより高めるため、自然資源を活用したツアーや指導者教育を実践している団体に委嘱して、ツアーの外部評価を実施した。評価の対象及び評価者は以下の通りである。

評価対象：１日目の「ナイトハイクと星空観察」～２日目の「西大台利用調整地区」

評価者：ホールアース自然学校神戸六甲分校　コーディネーター　大武圭介氏

（２）評価結果

１）行程別の評価およびアドバイス

（ア）ナイトハイク

福嶋氏の案内で東大台地区の遊歩道を日出ヶ岳方面へ歩いた。雲がかかり、小雨交じりのあいにくの天気であったが、シカが多数見られ、参加者は一様に驚くと同時に感嘆の声を上げていた。やはり野生動物との遭遇は非日常の経験であり、身近に多数のシカがいることでシカの食害を実感することとなった。

ただ、スタート時にコース概要や時間が明確に伝えられていなかったため、不安に感じたこともあった。また、途中で遊歩道を引き返したが、場当たり的な感があり、ナイトハイク全体としてのストーリーが十分感じられなかった。

【具体的な改善アドバイス】

- スタート時に確認すべきこととして、①プログラムの概要説明（どこを歩くのか、どれくらい時間がかかるのか、プログラムのポイント（期待感を持たせるもの）と、②安全確認（持ち物（装備）の確認、危険に対する注意喚起）を丁寧にするとよい。
- ナイトハイクは距離を歩くことを主眼とするのではなく、夜の森の静けさや暗さを体感し、野生動物の生態を観察するなど、より「静」を重視した展開にすると印象深くなる。また、暗闇体験での暗順応実験も人間が野生動物の一員であることを実感させる体験であり、取り入れるのも効果的と思われる。

（展開の例）

■導入の声掛け

「これから夜の森へ出かけます。昼間とは違い、夜の生き物が主役の世界です。ちょっとお邪魔させていただくという気持ちで森の中に入りますので、声を潜めて行きましょう」

■シカの生態

夜間はシカをライトで照らすと眼が光り、比較的容易にその姿を確認することができる。なぜシカは夜行性なのか、昼間は何をしているのかなど、参加者が持つであろう素朴な疑問に答えられるような解答を用意しておくと、ただ「シカが見れてよかった」という驚きから、より深くシカについて理解することにつながるのではないだろうか。解説する際は、シカの写真や角やフンといった直接触る、見られるものをサンプルとして用意しておくとよい。

■明暗実験

片目を閉じて懐中電灯を消し、ローソクの光りのみで照らし、開いている目で炎を見つめる。しばらく見つめた後、火を消して開けていためと閉じていた目、双方で周りの景色を見比べてみると、見え方の違いが実感できる。炎を見ていなかった目は、暗順応していた「夜の目」で、炎を見つめていた目は、普段の生活で使っているいわば「昼の目」。自分自身の中に眠っている暗闇に順応できる感覚を実感し、かつて人類の祖先が夜行性で森の中で生活していた話をする。

■色あて

ナイトハイクの終盤、宿舎に戻る前にカラ―カードやペンなどを使って色の名前を当てるゲームを行う。宿舎近くや駐車場など、街灯の明かりがわずかに入る薄明かりの中で、身近な色彩（赤、青、緑、黄など）を当ててもらうが、なかなか識別できない。この体験から、夜行性動物の色彩感覚や体色の違いを理解すると共に、夜の森から人間界（明るく、色彩に溢れている世界）への帰還を演出して、ふりかえりとし、プログラムを終える。

（イ）日出ヶ岳ハイク

福嶋氏や自然保護官らの案内で早朝 5 時から日出ヶ岳に向かって大台荘を出発。スタート時は昨夜とは一転、満天の星空が広がりすばらしい眺めであった。スタートから約 40 分で展望台に到着し、6 時過ぎの日の出を待った。薄明から日の出までの待ち時間はかなり冷え込んだが、海から昇る太陽に一堂感嘆の声を上げた。

日の出後は、日出ヶ岳山頂を目指す人を除いて大台荘に向かって戻り、7 時頃大台荘に到着した。

【具体的な改善アドバイス】

おそらくツアー中、最も気温が低い時間であったと思われるので、防寒対策について十分な事前アドバイス（予想される最低気温とそれに対応した服装）がホスピタリティの観点から重要と思われる。また、展望台到着後日の出までの待ち時間がやや長かったので、スタート時に駐車場で前日夜にできなかった星空観察をしても良かったのではないだろうか。その際、強力なライトまたはレーザーポインターを使用すると、解説がしやすい。また、防寒対策としてシュラフ、銀マット（断熱性のある敷き物）などを用意し、温かい飲み物をサービスすると、より満足度は高まると思われる。

（ウ）西大台利用調整地区内散策

小松氏のガイドの下、西大台の利用調整地区内を散策した。時計回りルートで開拓跡経由で展望台まで行き、途中の沢沿いで昼食を取って戻ってきた。全行程で 10㎞ 近くあり、昼食を含めて 6 時間のコースタイムであった。（8 時スタート、14 時駐車場着）

【具体的な改善アドバイス】

今回の視察の中心となる、西大台ルートのエコツアーでの改善点は以下の通り。

○ストーリーを持たせたプログラム展開を意識する

西大台エリアは利用調整地区と言うことで、貴重な自然が多く残されている。一見手つかずで、人跡未踏の原生林に見えるが、明治以降開拓が試みられ、過剰なレクリエーション利用があったなど、人との関わりの痕跡も垣間見えるエリア

ともいえる。今回歩いたルートや季節（10 月中旬）でストーリーを考えるとすれば、以下のようなテーマが考えられる。
・ 生き物たちの冬支度（落葉樹の紅葉とその仕組み、どんぐりとネズミの共生関係、熊の冬眠、落ち葉が土に変わるまで等）
・ 西大台に関わった人々の歴史（明治の開拓、製紙会社の伐採、伊勢湾台風による被害と観光開発等）

どんなテーマであれ、スタート時にフィールド全体の地図に主要ポイントを記したパネルを用意し、これから行くコースの見どころと時間を解説すると参加者の理解が深まり、安心感を持ってプログラムに参加できる。

○伝わりやすい工夫をする

■立ち位置

開拓跡周辺と展望台付近を除いて狭い道が続くこのルートでは、10 人以下のグループであっても最後尾の参加者は先頭のガイドの声が聞き取りにくい。そのため、ガイドは①できるだけ列の中央に移動して話す、②自身がしゃがむまたは高いところに移動するなど顔が見やすいポジションを取る、③太陽を背に話すと眩しいので、ガイド自身が太陽を向く、といった「立ち位置」に注意する必要がある。

■発声

森の中では不必要に大きな声を出す必要はないが、全員に声が届くよう、メリハリのある声で話すよう心がける。また、敢えて抑えたトーンで話すことで参加者により注意を向けさせる、という演出も効果的である。

■小道具

写真・イラスト…その場で見られないものや、以前の様子を写した写真・イラストを見せることは、「百聞は一見に如かず」の言葉の通り、効果的である。

実物…写真やイラストでもイメージは伝えられるが、実物に勝るものはない。別の場所で採取したシカの角や毛、フンといったものを用意しておくのもよい。

紙芝居…紅葉の仕組みや森の変化の様子など、時間がかかって変化する者や、科学的な知見を伝える際にはイラストを交えた紙芝居が効果的である。

笛・ぬいぐるみ…参加者の注意を引くためや、親しみを持ってもらうために、笛やぬいぐるみなどをポケットに忍ばせておくのもよい。

※この他、伝える手法として、クイズ形式で主体的に関わってもらう、五感を使って理解してもらうと言ったやり方も適宜取り入れるとよい。

○参加者への配慮を十分に行う

今回のルートは西大台のエリアを最大限使ったルートだが、トータル 6 時間のコースでトイレがない（携帯トイレ用の簡易小屋は設置されているが）のは、参加者特に女性にとっては心理的に大きなプレッシャーとなる。事前アナウンスはもちろん、プログラム中も参加者の体調に気をかけることは重要だが、ショートカットルートを設定し、全体で 3 時間程度のコース設定を検討することも視野に入れるべきではないだろうか。

また、休憩時の行動食（アメ・チョコレート）の提供は、些細なことだが参加者には喜ばれるので、ガイドやサブガイドは行動食を用意するとよい。

2）今後の取り組みに向けたアドバイス

（ア）他地域での取り組みを体験し、参加者の立場・視点を理解する

エコツアーで印象に残るのは、すぐれた自然や歴史的な遺構よりもむしろ、自らの言葉で語るガイドであったり、地元の人々との交流であることが多い。ガイドをすると「何を、どう伝えるのか」ということに関心が向くが、それ以前に「参加者は何を求めてここにやってきているのか」ということを、しっかりと認識する必要がある。参加者の立場を理解する一番の近道は、ガイド自身が参加者の立場でツアーに参加することである。同じような資源を持つ、他地域で行われているエコツアーへの参加を通じて、どのような対応をすれば気持ちがいいか、逆にどのような点が不満か、ということを体験から理解することで、自身がガイドに立つ時の参考になるであろう。

（イ）ツアーのラインナップを充実させる

西大台を含めた、大台ケ原一帯は全国的に見てもすぐれたエコツアー資源であることは間違いない。しかしながら、今回のコースはほぼ全日使う 6 時間のロングコースであり、日帰りでの参加は難しい設定となっている。今後西大台を含め、エコツアーを継続的に実施するためにも、距離（時間）の幅を持たせたツアーコース（例：ショートコース 3 時間、ロングコース 5 時間）の設定を検討する必要があるのではないだろうか。特にショートコースを設定する場合は、今使っているトレイルでは往復同じルートとなるため、どこかでショートカットコースを設定することになるが、ガイド付きでのみの利用に限定するなど何らかの制限（スペシャリティ感）が必要となろう。

また、参加者からの声で聞こえたのが、山菜やキノコの採取と調理体験であった。無論、国立公園内での採取はできないが、麓の入会地などで地元の食文化や郷土料理体験の中で適切に採取し、試食できるようなプログラムも設定できるとよいと思われる。

西大台でのショートコース設定と、規制区域外での散策＋地元の郷土料理体験コースの設定が今後の課題であろう。

（ウ）継続的に取り組める仕組みを検討する

○利用調整区域立ち入り手続きの簡易化・迅速化

西大台は利用調整地区内ということもあり、大規模な団体や同日に複数回にわたるツアーの実施ができない。参加者の立場から見れば、限りなく当日に申し込んで参加できるツアーが望ましいが、受け入れサイドの事情を考えればできるだけ前もっての申し込みが運用しやすい。環境省と地元団体との間での調整も進められているようだが、地域活性化の観点から、現行の最大受け入れ人数を超えない範囲でより利用を増やすためにも、先ほどのツアーラインナップの充実と合わせて、可能な限り手続きの簡易化・迅速化に取り組めるとよい。

○旅行業登録によるツアー手続きの適正化

今回の企画はワーク 21 上北山と上北山村が共催団体となっていた。いずれも旅行業登録を行っておらず、今回のように交通手段（バス）や宿泊・食事の手配を行ってトータルとして料金を取ることが旅行業法に抵触する恐れが指摘された。旅行業登録を行って適正にツアーを企画実施することが望ましいが、それには有資格者の配置と法人格の取得、営業保証金または旅行業協会への入会等、資金面・人員面からハードルは決して低くない。

当面の措置として、奈良交通など地元運送事業者兼旅行事業者と連携し、ここが主催者となって地元がランドオペレーターとしてガイドのみを担当するという方法がある。ただしこの場合、地元商工会などと密接に連携して地域経済への貢献が最大化するような企画にすることが課題となろう。

３．利用調整のモデル地区としての情報発信

３－１．西大台利用調整地区の認知度の把握

（１）利用調整地区制度の認知度等に関するアンケート調査〔H23〕

大台ヶ原利用者、登山用品等購買者、大台ヶ原関連イベント参加者のそれぞれを対象に利用調整地区制度の認知度等の把提を目的としたアンケート調査を平成 23 年度に実施した。

① 調査方法

ａ）大台ヶ原利用者向け調査

ⅰ 留置き調査

期 間 ： 平成 23 年 7 月 30 日(土) ～ 平成 23 年 11 月 30 日(水) (124 日間)

場 所 ： 大台ヶ原 VC

方 法 ： 大台ヶ原 VC にて、調査票・回収箱・ボールペン等を設置し、留置・現地回収方式による調査を実施した。

ⅱ 対面調査

期 間 ： 平成 23 年 10 月 17 日(月) (１日間)

場 所 ： 大台ヶ原山上駐車場周辺

方 法 ： 大台ヶ原山上駐車場周辺において、駐車場利用者に直接調査依頼を行い、了承が得られた利用者に対して調査を実施した。

ｂ）登山用品等購買者向け調査

期 間 ： 平成 23 年 7 月 ～ 平成 23 年 11 月 (約５ヵ月間)

場 所 ： 大阪（４店舗)、奈良（２店舗)、京都（１店舗)、神戸（１店舗)、和歌山（１店舗)、三重（１店舗）に所在する登山用品店

方 法 ： 各店舗にて、購買者にアンケート調査票入りの返送用封筒を手渡しして頂き、郵送回収した。

ｃ）イベント参加者向け調査

ⅰ 留置き調査

期 間 ： 平成 23 年 10 月 15 日(土) ～ 平成 23 年 11 月 5 日(土) (22 日間)

場 所 ： 京都御苑 閑院宮邸跡

方 法 ： 京都御苑の閑院宮邸跡にて、調査票・回収箱・ボールペン等を設置し、留置・現地回収方式による調査を実施した。

ⅱ 対面調査

期 間 ： 平成 23 年 10 月 15 日(土)及び 11 月 5 日(土) (２日間)

場 所 ： 京都御苑 閑院宮邸跡

方 法 ： 京都御苑の閑院宮邸跡にて、来訪者に直接調査依頼を行い、了承が得られた方に対して調査を実施した。

② 調査結果概要

ａ）回収状況

表 26：回収状況

調査	方式	回収数（件）
大台ヶ原利用者向け調査	留置き	30
	対面	120
登山用品等購買者向け調査	郵送回収	117
イベント参加者向け調査	留置き	17
	対面	193
合 計		477

ｂ）来訪回数

ⅰ 大台ヶ原への来訪回数

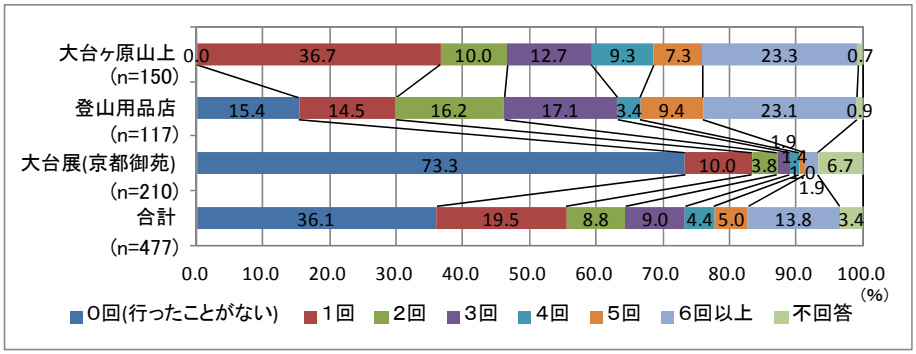

図 34：大台ヶ原への来訪回数（比較）

ⅱ 西大台地区への来訪回数

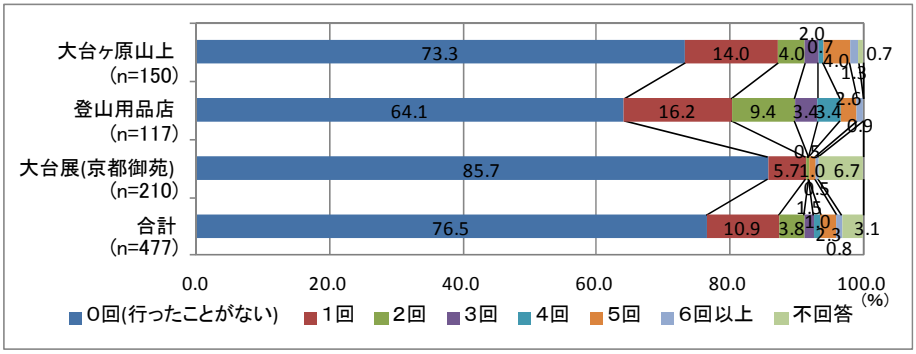

図 35：西大台地区への来訪回数（比較）

ｃ）利用調整地区の指定状況の認知度

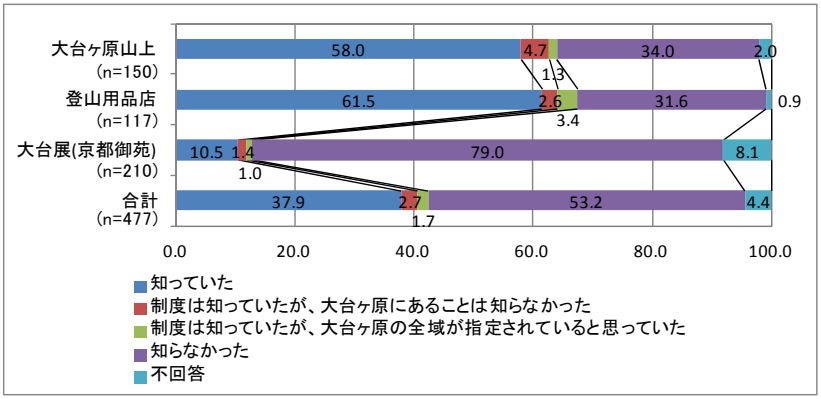

図 36：利用調整地区の指定状況の認知度（比較）

ｄ）制度の内容に関する認知度

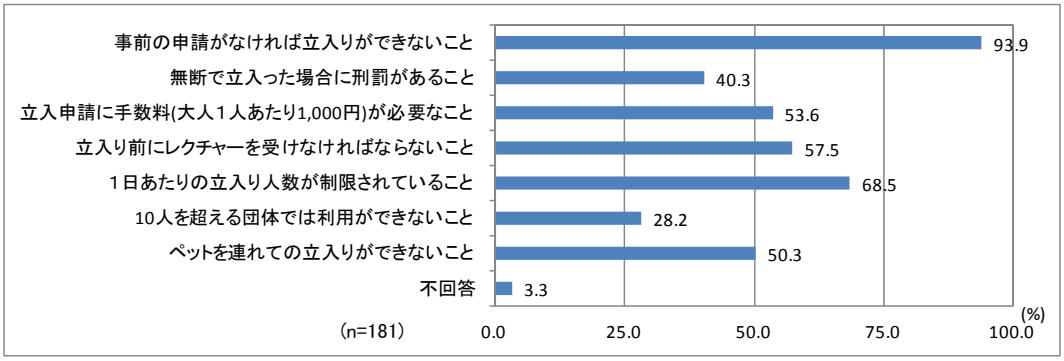

図 37：制度の内容に関する認知度（合算）

ｅ）西大台地区で見られる自然環境等の認知度

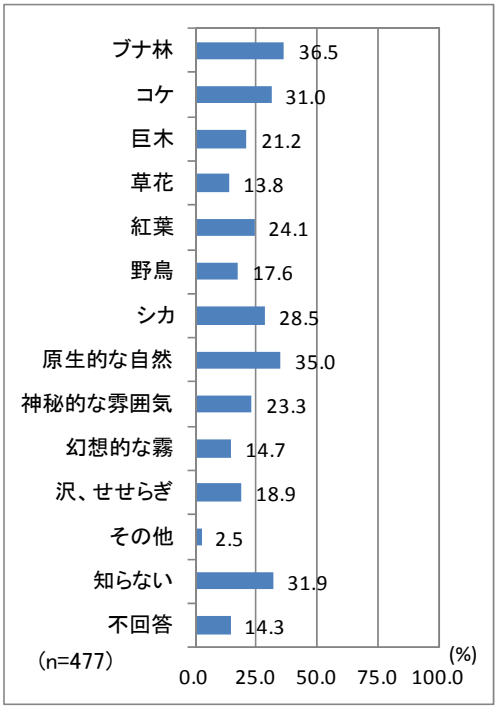

図 38：西大台地区の自然環境等の認知度（合算）

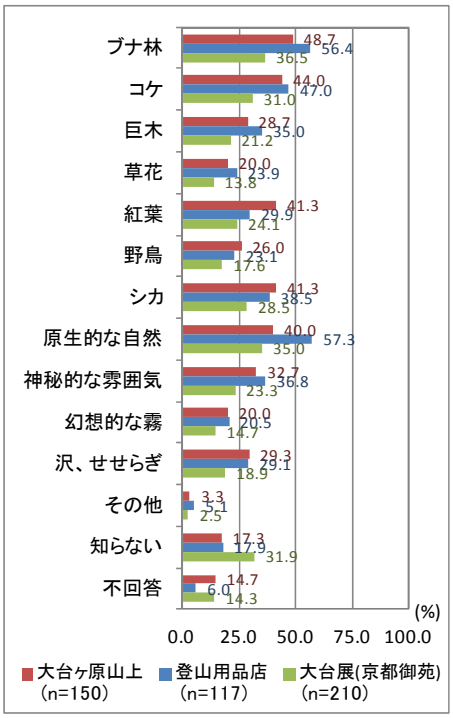

図 39：西大台地区の自然環境等の認知度（比較）

ｆ）西大台利用調整地区への来訪の意向

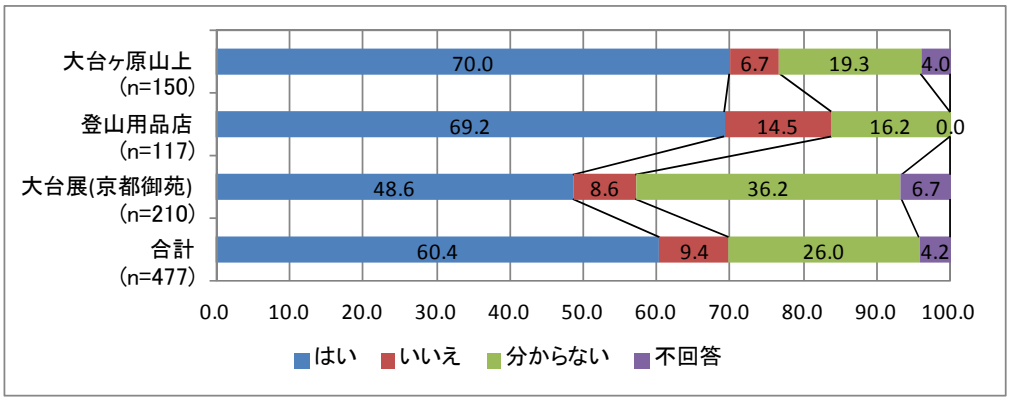

図 40：西大台利用調整地区への来訪の意向（比較）

３－２．西大台利用調整地区の情報発信

（１）西大台利用調整地区普及啓発ポスター･リーフレット等の作成･配布〔H19-25〕

西大台利用調整地区の制度概要と立入認定手続きの方法について、広く一般国民を対象に普及啓発するために、ポスターおよびリーフレット「西大台利用調整地区ガイド」を作成し、平成 19 年度以降、毎年、主要な駅や施設、関係機関等に配布している。

これらのポスター、リーフレットは、近鉄主要駅に掲出するとともに、全国の山岳連盟や近畿圏の登山用品店、旅行代理店、大学の山岳部、登山関連書籍や地図を扱う出版社、自然保護団体、交通事業者等幅広く配布している。

表 27：過年度のポスター･リーフレットの掲示･配布実績

年度	ポスター（枚）	リーフレット（枚）
平成 19 年度	391	9, 184
平成 20 年度	500	10, 000
平成 21 年度	500	10, 000
平成 22 年度	500	12, 000
平成 23 年度	400	12, 000
平成 24 年度	400	20, 000
平成 25 年度	200	20, 000

図 41：ポスター図案（平成 21 年度実績）

図 42：リーフレットおもて図案（平成 21 年度実績）

図 43：リーフレットうら面図案（平成 21 年度実績）

４．環境省以外の主体による取組

（１）西大台における簡易トイレの設置〔H20-22,24-25〕

西大台利用調整地区において、NPO 法人 森と人のネットワーク・奈良により、下記のとおり、簡易トイレが設置された。なお、設置、撤去及び点検管理は同団体が実施した。

表 28：西大台利用調整地区 簡易トイレ設置状況

年度	設置日	撤去日	設置期間	設置場所	備 考
H20	8/10	11/25	108 日間	開拓跡	
H21	8/1	11/22	144 日間	開拓跡	カプセル販売：数大小合わせて 67 個 (別途､普及啓発のため 140 個無料配布)
H22	8/1	11/22	144 日間	開拓跡	
H23	―	―	―	―	設置せず
H24	7/20	11/14	118 日間	開拓跡	
H25	7/16	11/15	122 日間	開拓跡	

注１）設置日及び撤去日は、土地の使用許可の日付を示す。
出典）吉野自然保護官事務所